事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業		事務事業コード	08-04-01	戦略プラン	○ 協働　○ 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	高額介護サービス費支払費用貸付事業			部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤
				担当者名	依田	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-11-01	高額介護サービス費支払費用貸付事業費					
事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 29年度　○ 28年度 ）　○ 建設事業　○ それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成　12 年度			根拠法令等	荒川区高額介護サービス費支払費用貸付条例・同条例施行規則		
終期設定	○ 有 ● 無　年度						
実施基準	○ 法令基準内　○ 都基準内　● 区独自基準			計画区分	○ 計画　● 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				

目的	介護サービスを利用するにあたり、自己負担が高額となりその支払が困難な者に対して、支払に要する費用を貸し付けることにより、その負担軽減を図ることを目的とする。
対象者等	介護保険から高額介護サービス費の支給を予定されている要介護・要支援者
内容	1貸付限度額 高額介護サービス費相当額×90%（利子は付さない） 2事業実施方法 ①貸付申請時にサービス提供月の領収書または請求書を提示してもらい、それに基づき貸付額を決定する。 ②申請から貸付まで、およそ2週間で処理する。 ③貸付金の償還は、高額介護サービス費の受領の権限及び貸付費用の償還に関する権限を区長に委任することにより行うことを原則とする。（高額介護サービス費の支給額と相殺する。）
経過	平成12年度介護保険法施行時から実施
必要性	介護保険法の理念である「共同連帯の理念」に基づき、能力に応じた受益者負担を求める一方で、負担能力の低い者に対して一定の配慮を行う制度として必要である。
実施方法	（1直営　　）　（直営の場合　● 常勤　○ 非常勤　○ 臨時職員　）

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		40	27	27	27	27	27	27
決算額（29年度は見込み）		0	0	0	0	0	0	27
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	貸付件数	0	0	0	0	0	0	1

予算・決算の内訳

平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費	郵送料（通知書）	0	役務費	郵送料（通知書）	0	役務費	郵送料（通知書）	1
貸付金	貸付金	0	貸付金	貸付金	0	貸付金	貸付金	26

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
行政費用	給与関係費	-	348	-	行政収入 地方税	-	0	-
	物件費	-	0	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	0	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	29	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 377	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	377	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 377	-
特別費用(g)		-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
特別収支差額(f)-(g)=(h)		-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 377	-
備考								

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	指標に関する説明
①	貸付件数（件）	0	0	0	1	1	
②							
③							

問題点・課題	○制度開始以来、ケアマネージャー等への周知やチラシの配布を行ってきたところであるが、「生計困難者に対する利用者負担額軽減対象確認制度」の利用や、そもそも高額介護サービス費の限度額を超えるサービスを利用しない等の理由により、制度の利用に至っていない。必要な利用者が発生した場合に、適切に対応できるよう、さらなる周知が必要である。
他区の実施状況	（実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区） 未実施：千代田区、中央区（社協にて生活福祉資金貸付制度あり）、北区、練馬区

問題点・課題の改善策

	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	チラシ・ホームページで制度周知を続ける。	チラシ・ホームページで制度の周知を行った。	チラシやホームページ、またケアマネージャー等を通じて制度の周知を図る。
②			
③			

事務事業の分類 29年度	30年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	条例事業であり、セーフティネットとして制度を維持する。

議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業		事務事業コード	08-04-02	戦略プラン	○ 協働　○ 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	高齢者住宅改修給付事業			部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤
				担当者名	加藤・田中	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-02-04	高齢者住宅改修給付事業費					
事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 29年度　○ 28年度 ）　○ 建設事業　○ それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成　元 年度			根拠法令等	荒川区高齢者住宅改修給付事業実施要綱		
終期設定	○ 有 ● 無　年度						
実施基準	○ 法令基準内　○ 都基準内　● 区独自基準			計画区分	○ 計画　● 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	05	高齢者の住まいの確保				

目的	介護保険対象外となった高齢者について、予防給付としての住宅改修を実施するとともに、要介護・要支援の高齢者についても、介護保険支給対象外の改修種目の給付を行うことにより、高齢者の在宅生活の利便向上と福祉の増進を図る。
対象者等	介護保険の要介護認定を受けた荒川区内に住所を有する65歳以上の高齢者（所得要件あり）で、自宅での自立した生活を支えるために住宅改修が必要と認められる者。
内容	1 高齢者住宅改修予防給付　（①～⑥介護保険と同様の内容）：基準額20万円(介護保険と同額) ①手すり取付　②床段差解消　③滑り防止・移動円滑化等の床材変更　④引戸等への取替 ⑤洋式便器等への取替　⑥その他付帯工事 2 高齢者住宅設備改修給付 ①浴槽の取り替え及び付帯して必要な給湯設備等の工事：基準額 379千円(都の補助基準と同額) ②流し、洗面台の取り替え及び付帯して必要な給排水設備等の工事：基準額 156千円(都の補助基準と同額) ③便器の洋式化及びこれに付帯して必要な工事：基準額　106千円（都の補助基準と同額） ④生活スペースの移設及びこれに付帯して必要な工事：基準額　991千円　※予定 （１階床の新設　350千円、浴槽・流し・便器の新設　上記住宅改修と同額） 3 高齢者住宅改修予防給付(少額手摺取付)：基準額　5万円(区独自基準)　※予定
経過	平成元年度　荒川区高齢者住宅改造費助成事業として開始　種目：浴室改善、便所改善 平成 3年度　玄関改善、台所改善、居室改善を種目追加 平成 5年度　階段昇降機を種目追加 平成12年度　住宅改造が介護保険に移行実施されるため、予防給付・設備改修給付事業として再編実施（対象は、介護保険非該当者ならびに介護保険給付外の部分） 平成29年度　予防給付事業に「少額手摺取付」、設備改修給付事業に「生活スペースの移設」の2種目を追加予定
必要性	介護保険対象外の高齢者について、予防給付としての住宅改修を実施するとともに、要介護・要支援の高齢者についても、介護保険支給対象外の改修種目の給付を行うことにより、高齢者の在宅生活の利便向上と福祉の増進を図る。
実施方法	（1直営　）　（直営の場合　○ 常勤　● 非常勤　○ 臨時職員　） 申請→訪問調査→工事計画書の提出→改修費助成決定→工事着工→工事完了→完了調査→助成金支出

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		28,809	31,258	48,280	35,708	35,387	28,190	35,253
決算額（29年度は見込み）		28,809	31,202	22,332	20,726	18,837	16,760	35,253
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	予防給付件数	18	17	18	10	19	8	18
	浴室改修給付件数	61	82	47	49	36	38	44
	流し・洗面台改修給付件数	2	0	2	0	1	0	1
	便所改修給付件数	58	57	47	44	44	51	45

予算・決算の内訳

平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	専門相談員の報償費	647	報償費	専門相談員の報償費	631	報償費	専門相談員の報償費	1,362
	住宅改修事業者研修会講師謝礼	0		住宅改修事業者研修会講師謝礼	0		住宅改修事業者研修会講師謝礼	23
役務費	決定通知等郵送料	3	役務費	決定通知等郵送料	2	役務費	決定通知等郵送料	17
扶助費	住宅改修予防給付事業	2,496	扶助費	住宅改修予防給付事業	900	扶助費	住宅改修予防給付事業	3,240
	住宅設備改修給付事業	15,691		住宅設備改修給付事業	15,227		住宅改修予防給付事業(少額手摺)	2,250
							住宅設備改修給付事業	28,361

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
行政費用	給与関係費	-	2,825	-	行政収入 地方税	-	0	-
	物件費	-	2	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	11,071	-
	扶助費	-	16,127	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	631	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	11,071	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	236	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 8,750	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	19,821	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 8,750	-
特別費用(g)		-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
特別収支差額(f)-(g)=(h)		-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 8,750	-
備考	行政費用の「扶助費」は、住宅改修給付に係わる支給額である。							

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	指標に関する説明
①	予防給付件数(件)	10	19	8	18	18	
②	設備改修件数(件)	93	81	89	90	90	
③							

問題点・課題

○制度を有効に活用し、自宅での自立した生活を継続してもらう必要がある。一方で、特に予防給付については認定結果が非該当となった方を対象としているため、給付の必要性を十分に審査した上で、今後の介護予防に資する給付を行うことが重要である。
○住宅改修と福祉用具を併用する場合があり、用具の選定・使用について相談・フォロー機能の向上（住宅改修・住宅改修関連福祉用具の相談及び研修）を図る必要がある。
○要介護認定を受ける必要がある上、住宅改修給付の事前の訪問調査も行っていることから、住宅改修の相談から工事着工までの期間をできるだけ短縮する必要がある。

他区の実施状況

（実施　22　区　未実施　0　区　不明　0　区）
都の補助基準と同内容で実施している区と、独自に項目等を追加又は縮小して実施している区がある。
なお、設備改修給付（要介護・要支援の認定を受けた方を対象とした給付）実施は22区
予防給付（要介護認定結果が自立の方を対象とした給付）実施は20区

問題点・課題の改善策

	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	在宅生活の継続及び介護予防につながるよう、引き続き、介護保険制度も踏まえて、事業の見直し・改善を行う。	在宅生活の継続及び介護予防の強化を目的として、29年度から給付種目を2種目追加するための検討を行った。	新たな追加給付種目を円滑に実施する。
②			
③			

事務事業の分類 29年度	30年度	分類についての説明・意見等
推進	推進	介護予防制度との整合性を図りながら、高齢者の在宅生活の支援を図る。

議会質問状況（要旨）

13年一定　住宅改修事業者への適切な指導・助言と研修会の開催について
14年一定　住宅改修事業者への事業ＰＲについて
24年決特　高齢者住宅改修の助成条件について(要介護認定の必要性について)

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業		事務事業コード	08-04-03	戦略プラン	○ 協働　○ 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	訪問介護自己負担額軽減事業			部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤
				担当者名	藤澤	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-02-08	訪問介護自己負担金軽減費					
事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 29年度　○ 28年度 ）　○ 建設事業　○ それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成　12 年度			根拠法令等	荒川区の高齢者・障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業運営要綱		
終期設定	○ 有 ● 無　年度						
実施基準	○ 法令基準内　○ 都基準内　● 区独自基準			計画区分	○ 計画　● 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				

目的	訪問介護等を利用する低所得者のうち、荒川区障がい者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者に対し、利用者負担の一部を補助し、保健医療の向上､福祉の増進を図ることを目的とする。
対象者等	低所得者であって、介護保険法施行時に障がい者施策による訪問介護を利用していた要介護者等
内容	○経過措置対象者：生計中心者が所得税非課税である世帯（生活保護受給世帯を除く。）に属する者で、次のいずれかに該当し、かつ、前年度末現在において本事業の対象者である者。 （1）要介護者等で、65歳の年齢到達前1年間に障がい者ホームヘルプサービスの利用実績がある者 （2）法施行前1年間に高齢者及び障がい者ホームヘルプサービスの利用実績がある者で、65歳以前の障がいを原因とした手帳の交付を受けており、障がい者ホームヘルプサービスの対象となる者 （3）特定疾病による要介護者等で40歳から64歳までの者
経過	○経過措置対象者 【利用者負担割合】 平成19年6月まで：3%（区助成率7%、財源は国1/2、都1/4、区1/4） 平成20年6月まで：6%（区助成率4%、財源は国1/2、都1/4、区1/4） 平成20年7月から：3%（区助成率7%） ※国の特別対策としての本制度は平成20年6月末をもって終了したが、それ以降についても、区単独事業として助成を継続している。（生活保護受給者を除く。）
必要性	障害者が自立した尊厳ある生活を営むために、急激な変化を緩和する措置として必要である。
実施方法	（1直営　　）　（直営の場合　○ 常勤　● 非常勤　○ 臨時職員　） 利用者は訪問介護事業者に10%のうち3%の利用料を支払い、事業者が月毎に取りまとめて区に申請。区は内容を審査し事業者に7%を支払う。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		2,354	1,801	1,749	1,744	1,513	1,314	1,092
決算額（29年度は見込み）		1,825	1,576	1,304	1,312	1,064	1,251	1,092
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	自己負担額軽減費(千円)	1,798	1,556	1,285	1,292	1,047	1,236	1,065

予算・決算の内訳

平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	事務用消耗品	1	需用費	事務用消耗品	1	需用費	事務用消耗品	2
役務費	郵送料（通知書）	15	役務費	郵送料（通知書）	14	役務費	郵送料（通知書）	25
負担金補助等	負担金軽減費	1,047	負担金補助等	負担金軽減費	1,236	負担金補助等	負担金軽減費	1,065

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
行政費用	給与関係費	-	141	-	行政収入 地方税	-	0	-
	物件費	-	15	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	1,236	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	12	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 1,404	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	1,404	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 1,404	-
特別費用(g)		-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
特別収支差額(f)-(g)=(h)		-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 1,404	-
備考								

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	指標に関する説明
①	助成件数（件）	203	163	184	144	144	
②	認定者数（人）	22	19	16	16	16	年度末の認定者数
③							

問題点・課題	○毎月、訪問介護サービス事業者が代理申請する方式を採用しているが、申請額が少額の事業者もあり、事業者にとって手続きが煩雑になっている。また申請の担当者が変わり、引き継ぎがなく申請が滞る場合もあるため、確認が必要。
他区の実施状況	（実施 1 区 未実施 21 区 不明 0 区） 台東区

問題点・課題の改善策

	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	適切な時期に請求が行えるよう事業者への周知を継続して行っていく。	毎月請求受付表にて請求手続きがと滞っていないかを確認し、遅れている事業者に連絡をした。	引き続き事業者の請求漏れがないよう、周知を行う。
②			
③			

事務事業の分類 29年度	30年度	分類についての説明・意見等
推進	推進	低所得の障がい者の日常生活を支援するために必要である。

議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業		事務事業コード	08-04-04	戦略プラン	○ 協働　○ 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業			部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤
				担当者名	藤澤	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-02-09	介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業費					
事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 29年度　○ 28年度 ）　○ 建設事業　○ それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成　18 年度			根拠法令等	介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業実施要綱		
終期設定	○ 有 ● 無　年度						
実施基準	○ 法令基準内　○ 都基準内　● 区独自基準			計画区分	○ 計画　● 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				

目的	障害者自立支援法の施行に伴い、区が行っているホームヘルプサービス利用者に対する負担軽減措置を利用していた低所得者が、介護保険法の規定による保険給付の対象者として移行し、ホームヘルプサービスを利用する場合に、保険給付の利用者負担の一部を助成し、保険医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。
対象者等	低所得者であって、障害者自立支援法施行後に介護給付の対象者に移行した者で、障害者自立支援法による訪問介護を利用していた要介護者等
内容	○利用対象者：次の各号に掲げる要件をいずれも満たすもの 1　生計中心者が所得税非課税である世帯（生活保護受給世帯に属するものを除く。）に属する者で、平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当することとなった者。 (1)要介護者等で、65歳の年齢到達前1年間に障がい者ホームヘルプサービス及び荒川区難病患者等ホームヘルプサービス事業の利用実績がある者 (2)特定疾病による要介護者等で40歳から64歳までの者で、その日前1年の間に、障がい者ホームヘルプサービス及び荒川区難病患者等ホームヘルプサービス事業の利用実績がある者 2　7月から12月にあっては前年の、1月から6月にあってはその前々年の所得により、生計中心者が所得税法の規定による課税がされていない者。 ○利用者負担：3%（本来10%）。
経過	平成18年4月　障害者自立支援法の施行に伴い、激変緩和措置として実施。（区単独事業） （平成18年9月8日要綱決定） 平成29年4月　代理受領払い開始 代理受領とは利用者が訪問介護事業者に10%のうち3%の利用料を支払い、事業者が月毎に取りまとめて区に申請。区は内容を審査し事業者に7%を支払う。
必要性	急激な負担増に対応することが困難な障害者が自立した生活を営むために、激変緩和措置は必要である。
実施方法	（1直営　　）　（直営の場合　○ 常勤　● 非常勤　○ 臨時職員　） 従来の支払い方法：利用者が10%を事業者に支払い、区に領収書を添付し申請し区から7%の補助を受ける。平成29年4月より代理受領払い開始

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		528	202	215	762	863	911	839
決算額（29年度は見込み）		135	178	347	629	564	733	839
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	移行利用者負担軽減費（千円）	129	175	340	620	557	723	820

予算・決算の内訳

平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	事務用消耗品	1	需用費	事務用消耗品	1	需用費	事務用消耗品	2
役務費	郵送料（通知書）	7	役務費	郵送料（通知書）	9	役務費	郵送料（通知書）	17
負担金補助等	負担金軽減費	557	負担金補助等	負担金軽減費	723	負担金補助等	負担金軽減費	820

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
行政費用	給与関係費	-	141	-	行政収入 地方税	-	0	-
	物件費	-	9	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	723	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	12	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 885	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	885	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 885	-
特別費用(g)		-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
特別収支差額(f)-(g)=(h)		-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 885	-
備考								

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	指標に関する説明
①	助成件数（件）	48	54	42	70	70	
②	認定者数（人）	17	15	14	20	20	年度末現在
③							

問題点・課題	○本制度においては、対象者がサービスを利用した場合、一旦、自己負担額（10%）全額を負担しなければならず、同様の目的である「訪問介護負担額軽減事業」の利用者と比較すると負担が大きい。また、本人が3ヶ月毎に申請するので漏れが生じる場合がある。 ○上記問題点の改善のため、平成29年度4月より代理受領払いの開始。事業者、対象利用者へ制度の周知をし速やかに請求事務が行えるようにしていく。
他区の実施状況	（実施　0　区　未実施　22　区　不明　0　区）

問題点・課題の改善策

	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	適切な時期に請求を行えるよう、新規の利用者も含め継続して周知を図る。	申請が漏れている利用者に対しては、事業者を介して連絡をした。	代理受領の取扱いを開始し利用者の申請の負担を軽減していく。
②			
③			

事務事業の分類 29年度	30年度	分類についての説明・意見等
推進	推進	障がい者関連施策上必要な手段である。

議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業		事務事業コード	08-04-05	戦略プラン	○ 協働　○ 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	介護保険サービス利用者負担軽減事業			部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤
				担当者名	依田	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-02-10	介護保険サービス利用者負担軽減費					
事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 29年度　○ 28年度 ）　○ 建設事業　○ それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成　13 年度			根拠法令等	利用者負担額減額制度実施要綱・補助要綱		
終期設定	○ 有 ● 無　年度						
実施基準	● 法令基準内　● 都基準内　○ 区独自基準			計画区分	○ 計画　● 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				

目的	要介護・要支援認定者のうち低所得者で特に生計を営むことが困難である者及び生活保護受給者に対し、国の特別対策である「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」、都制度である「介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」により、利用者負担額を軽減することを目的とする。
対象者等	要介護・要支援認定者で区民税非課税世帯に属し、特に生計を営むことが困難で、要件をすべて満たす者及び生活保護受給者
内容	1　軽減対象サービス…（一般）25サービス、（生活保護受給者）4サービス ※ただし、訪問介護利用負担減額認定を受けている人の「訪問介護」は軽減対象外 2　軽減制度による本人負担割合：3/4(軽減分1/4) （生活保護受給者については、居住費（滞在費のみ）利用者負担額の全額（100/100）） 3　軽減分負担割合：(社会福祉法人等の場合)　・申請事業者1/2 ・国1/4 ・都1/8 ・区1/8 （その他の事業者の場合）　・申請事業者1/2 ・都1/4 ・区1/4
経過	平成14年1月　軽減措置開始(利用者負担割合1/2、軽減割合1/2) 平成15年7月　制度改正により、対象要件、対象利用負担額の変更 平成17年10月　制度改正により、対象サービス、負担割合変更 (本人負担割合を3/4とする(老齢福祉年金受給者は1/2)) 平成23年4月　制度改正により、対象要件、対象利用負担額の変更 （生活保護受給者は一部施設サービスを利用した際の居住費（滞在費）は全額軽減対象とする） 平成24年4月　制度改正により、対象サービスの変更 平成25年10月　制度改正により、生活扶助基準見直しに伴う特例措置開始
必要性	低所得者で生計を営むことが困難な者に対する自己負担分の負担軽減を図り、その生活の安定を図る上で必要性が高い。
実施方法	（1直営　）　（直営の場合　● 常勤　○ 非常勤　○ 臨時職員　） 利用者の申請に基づき対象者に認定証を交付し、利用者は証を提示することで軽減を受ける。 社会福祉法人、事業者は軽減した実績に基づき、区に補助金を請求する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		2,247	7,417	8,106	2,162	2,356	2,126	1,975
決算額（29年度は見込み）		2,242	2,235	2,064	2,098	1,705	1,659	1,975
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	社会福祉法人等（千円）	1,672	1,562	1,705	1,886	1,582	1,543	
	介護サービス提供事業者（千円）	499	388	309	198	109	103	

予算・決算の内訳

平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	窓あき封筒等	2	需用費	窓あき封筒等	2	需用費	窓あき封筒等	2
役務費	郵送料（通知書）	13	役務費	郵送料（通知書）	11	役務費	郵送料（通知書）	17
負担金補助等	軽減補助金	1,690	負担金補助等	軽減補助金	1,646	負担金補助等	軽減補助金	1,956

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
行政費用	給与関係費	-	1,327	-	行政収入 地方税	-	0	-
	物件費	-	12	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	1,829	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	1,646	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	1,829	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	111	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 1,267	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	3,096	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 1,267	-
特別費用(g)		-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
特別収支差額(f)-(g)=(h)		-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 1,267	-
備考								

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	指標に関する説明
①	軽減制度認定者数	60	57	64	69	69	年度末認定者
②	軽減制度申出社会福祉法人数	63	64	65	65	65	区内・区外法人
③	軽減制度申出事業所数	86	88	90	89	90	区内・区外事業所

問題点・課題	○補助額に比して事務手続きが煩雑であり、事業者の負担となっている。 ○軽減制度を利用できる事業所数があまり増えない。
他区の実施状況	（実施　22　区　未実施　0　区　不明　0　区） 社会福祉法人22区、事業者18区で実施（H28.7状況）

問題点・課題の改善策

	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	チラシ・窓口等での制度説明をを通じ、制度周知を強化していく。	認定者の決定通知に、確認証を契約している事業者に提示する旨を追記したところ、軽減未登録事業者からも問合せが増えてきた。	生活福祉課ケースワーカー・ケアマネジャーを中心に制度の周知を図る。
②			
③			

事務事業の分類 29年度	30年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	介護保険制度を補う国・都の補助事業であり、生計を営むのが困難な利用者の負担を軽減することができる。

議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業		事務事業コード	08-04-06	戦略プラン	○ 協働　○ 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	介護保険施設等における食費・居住費に対する補助事業			部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤
				担当者名	高石	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-02-14	介護保険施設等における食費・居住費に対する補助事業					
事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 29年度　○ 28年度 ）　○ 建設事業　○ それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和　● 平成　21 年度			根拠法令等	荒川区介護保険施設等における食費居住費等負担額軽減補助金交付要綱		
終期設定	○ 有　● 無　年度						
実施基準	○ 法令基準内　○ 都基準内　● 区独自基準			計画区分	○ 計画　● 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				

目的

利用者負担第1段階から第3段階まで（本人及び世帯非課税）の低所得者に対する、食費・居住費の補足給付（特定入所者介護サービス費）の対象とならない者で、一定所得水準以下の低所得者の負担を軽減するため、食費・居住費の一部を補助する。

対象者等

本人が区民税非課税（世帯課税）、世帯の課税合計所得金額が500万以下、また本人及び配偶者の預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下である、という要件を満たす者。（生活保護受給者を除く）

内容

（1）補助対象経費
・介護保険施設及び認知症対応型共同生活介護の食費・居住費
・短期入所生活（療養）介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービスに係る食費・滞在費
（2）補助単価
・第4段階　①介護保険施設及び短期入所生活（療養）介護：500円/日
②認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービス：250円/日
・第3段階　認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービス：500円/日
・第2段階　認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービス：1,000円/日
・第1段階　認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービス：1,000円/日

経過

【平成21年度】新規事業として開始
【平成24年度】介護保険課から高齢者福祉課へ事務移管
【平成26年度】高齢者福祉課から介護保険課へ事務移管

必要性

・利用者負担第4段階の中でも、所得等に応じた軽減策が必要であること。
・施設の空きがないなどの理由により、やむを得ず補足給付対象外施設である認知症対応型共同生活介護等を利用する者への配慮が必要であること。

実施方法

（1直営　　）　（直営の場合　● 常勤　○ 非常勤　○ 臨時職員　）

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		38,090	44,123	35,527	31,374	30,602	29,721	29,265
決算額（29年度は見込み）		27,586	30,433	28,701	31,069	28,234	24,257	29,265
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	対象者数（施設・SH）※( )は実人数	128(107)	190(138)	167(107)	167(123)	112(94)	95(89)	105
	対象者数（GH・小規模）※( )は実人数	78(62)	91(79)	117(95)	135(112)	82(73)	63(59)	80

予算・決算の内訳

平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	事務用消耗品等	5	需用費	事務用消耗品等	13	需用費	事務用消耗品等	15
役務費	決定通知送付用	45	役務費	決定通知送付用	42	役務費	決定通知送付用	164
負担金	食費・居住費に対する補助	28,184	負担金補助等	食費・居住費に対する補助	24,202	負担金補助等	食費・居住費に対する補助	29,086

No2
（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
行政費用	給与関係費	-	1,675	-	行政収入 地方税	-	0	-
	物件費	-	55	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	24,202	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	140	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 26,072	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	26,072	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 26,072	-
特別費用(g)		-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
特別収支差額(f)-(g)=(h)		-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 26,072	-
備考								

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	指標に関する説明
①	対象者数（3施設・短期入所）	167	112	95	105	120	
②	対象者数（GH・小規模）	135	82	63	80	100	
③							

問題点・課題	○区外施設を利用している対象者については、対象者が区に請求を行うことから、請求漏れや遅れが発生しやすく、支払手続きが滞りがちである。
他区の実施状況	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区） 類似施策を実施（利用者負担第4段階の方の特例減額：文京区・台東区・江東区・渋谷区） （グループホーム利用者への補助：奥多摩町）

問題点・課題の改善策

	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	対象者や支払状況の管理が容易になるようシステムを修正する。	一部支払システムの見直しを行い効率化を図った。	新システム導入に伴い更に事務処理の効率化を図っていく。
②			
③			

事務事業の分類 29年度	30年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	介護保険の特定入所者サービス費の制度改正内容を見極めつつ、引き続き実施する。

議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業		事務事業コード	08-04-07	戦略プラン	○ 協働　○ 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	地域密着型サービス事業所の整備			部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤
				担当者名	丸田	内線	2446
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-13-01	地域密着型サービス拠点等整備費補助					
事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 29年度　○ 28年度 ）　○ 建設事業　○ それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成　18 年度			根拠法令等	介護保険法、地域密着型サービス事業者の指定等に関する規則、整備費補助金交付要綱		
終期設定	○ 有 ● 無　年度						
実施基準	● 法令基準内　○ 都基準内　○ 区独自基準			計画区分	● 計画　○ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				

目的

地域密着型事業所を整備する際の経費の一部補助、事業所の指定及び更新等を行い、区内における地域密着型サービス提供基盤を確保し、高齢者が要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で安心して介護サービスの提供を受けることができるようにすることを目的とする。

対象者等

地域密着型サービス事業所を運営又は運営しようとする事業者

内容

1　地域密着型サービス事業所の指定・更新及び補助等
　適正で安定的なサービス提供を図るため、公募を実施し、補助金を活用しつつ整備を行う。指定後については適宜（又は更新時）実地指導等を行う。また変更届に対し審査を実施する。
2　地域密着型サービス運営委員会（介護保険運営協議会）の設置
　サービス事業者の適正な運営を確保するために、運営委員会を設置し、必要事項を協議する。
3　監査（実地検査）の実施【再掲　07-04-14参照】
　必要に応じて監査を実施し、勧告・命令・指定取消し等の措置を実施する。
4　運営推進会議
　利用者、家族、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議の開催を支援する。
5　区外指定事業所及び区外みなし指定事業所について
　荒川区民が区外地域密着型サービス事業所を利用する場合に、相手方自治体同意のもと指定を行う。

経過

○平成18年4月　介護保険法改正　「地域密着型サービス」の創設、区市町村による指定開始
○平成18年9月　補助金交付要綱制定
○平成23年3月　補助金交付要綱一部改正
○平成24年9月　補助金交付要綱一部改正
○平成24年12月　補助金交付要綱一部改正
○平成25年7月・平成26年1月　補助金交付要綱一部改正
○平成26年11月・12月　補助金交付要綱一部改正
○平成27年12月・28年1月・2月・3月　補助金交付要綱一部改正、平成27年9月　防火設備補助要綱制定
【平成29年4月末事業所数】①認知症対応型通所介護　8か所　②小規模多機能型居宅介護　5か所　③地域密着型介護老人福祉施設　1か所　④認知症対応型共同生活介護　12か所　⑤定期巡回・随時対応型訪問介護看護　3か所　⑥地域密着型通所介護　32か所

必要性

適正な介護サービスの提供が可能となることから必要である。
（指定等事務については、介護保険法第78条の2、第115条の12の規定で定められたもの）

実施方法

（ 1直営　　）　（ 直営の場合　● 常勤　○ 非常勤　○ 臨時職員 ）
①公募による選定　②事業者と事業を進めるための事前協議　③「地域介護・福祉空間整備等交付金」・「都補助金」申請　④交付決定　⑤事業者への補助実施　⑥指定申請手続き　⑦指定決定

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		450,306	873,565	869,974	871,096	17,301	186,410	151,651
決算額（29年度は見込み）		202,126	147,392	13,788	247	11,773	74,025	151,651
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	地域密着型整備費補助件数（年度ごと累計）	10	13	15	15	20	20	22
	グループホーム等防火対策緊急整備(件)	0	0	0	0	4	2	2
	地域密着型事業所数	24	28	29	30	30	60	64

予算・決算の内訳

平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	選定委員会外部委員報償費	249	報償費	選定委員会外部委員報償費	187	報償費	選定委員会外部委員報償費	516
需用費	選定委員会食糧費	4	需用費	選定委員会食糧費	3	需用費	選定委員会食糧費	7
負担金補助等	定期巡回開設準備補助等	11,520	負担金補助等	建設事業補助金	73,835	負担金補助等	建設事業補助金	151,128

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
行政費用	給与関係費	-	6,267	-	行政収入 地方税	-	0	-
	物件費	-	3	-	国庫支出金	-	6,628	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	62,923	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	3,743	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	69,551	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	523	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 11,264	-
	その他行政費用	-	70,279	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	80,815	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 11,264	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 11,264	-
備考								

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	指標に関する説明
①	新規指定・再開地域密着型事業所数	2	3	34	4	7	※各年度末時点
②	廃止・休止地域密着型事業所数	1	3	4	0	0	※各年度末時点
③	地域密着型事業所数	30	30	60	64	71	※各年度末時点

問題点・課題	○状況の変化等を踏まえながら必要なサービスとその量について精査を重ね、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えた計画的な整備を行なっていくことが求められているが、現時点で、第6期計画の目標数を満たす整備見込みが立っているのは認知症対応型共同生活介護だけとなっている。
他区の実施状況	（実施　22　区　未実施　0　区　不明　0　区）

問題点・課題の改善策

	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	施設整備に要する費用の補助額を区独自財源で増額し、更なる整備誘導を図る。	28年度から新たに開始した区独自財源による整備費補助の増額が適用となる事業計画の公募があり、選定を行った。	応募の状況を踏まえ、必要に応じて補助額・補助対象等の見直しを行っていく。
②	他保険者の条例を参考にし、区独自基準の制定を検討しつつ、地域密着型通所介護サービスの運営基準を条例で定める。	地域密着型通所介護サービスの運営基準を条例で定めるに当たり、他保険者の条例を参考にし、区独自基準を検討・設定した。	28年度に施行された条例の基準に基づき指定・指導等を行っていく。
③	地域密着型通所介護事業所及び認知症対応型通所介護事業所の運営推進会議開催義務化について事業所への指導強化を図る。	運営推進会議の開催状況の把握及び必要に応じた指導を行った（28年度に一度も開催しなかった事業所は1か所）。	28年度に引き続き、運営推進会議の開催について状況の把握、指導等を行っていく。

事務事業の分類 29年度	30年度	分類についての説明・意見等
重点的に推進	重点的に推進	地域密着型サービスの充実は、区民が要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域で生活するために必要不可欠な介護保険サービスである。

議会質問状況（要旨）	平成18年三定　認知症高齢者のグループホームや高齢者住宅のきめ細かい設置について 平成21年二定　小規模多機能型居宅介護の拡充について 平成21年三定　都営住宅を活用したグループホームの設置について 平成28年予特　アミューズメント型デイサービスの規制について 平成28年決特　地域密着型サービスの整備状況と遊技を中心としたサービス提供の規制について（総括）

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業		事務事業コード	08-04-08	戦略プラン	○ 協働　○ 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	介護サービス事業所人材育成補助事業			部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤
				担当者名	狩野	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-15-01	介護サービス人材確保事業費					
事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 29年度　○ 28年度 ）　○ 建設事業　○ それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成　21 年度			根拠法令等	荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金交付要綱		
終期設定	○ 有 ● 無　年度						
実施基準	○ 法令基準内　○ 都基準内　● 区独自基準			計画区分	○ 計画　● 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				

目的

区内の介護サービス事業所がその事業所に勤務する者に実務者研修を受講させる場合に、事業所が負担した費用に対して補助を行うことにより、事業所の経費負担の軽減を図り、もって事業所が質の高い介護サービスを安定的・継続的に提供できる基盤を整備する。

対象者等

区内に事業所を有する指定介護サービス事業者等

内容

実務者研修に要する補助
主な要件：区内にある事業所の介護従業者が実務者研修を修了した場合
内容：実務者研修受講料の全額を補助（上限額：1人につき18万円）

初任者研修に要する補助
主な要件：区内にある事業所の介護従業者が初任者研修を修了した場合
内容：初任者研修授業料の全額を補助（上限額：1人につき9万円）

経過

平成21年度　事業開始
平成22年度　補助対象に介護職員基礎研修を追加
平成24年度　訪問介護員2級資格取得後に退職する者が多かったため、補助対象から訪問介護員2級を廃止
平成25年度　国が訪問介護員1級と介護職員基礎研修を実務者研修に一本化したため、補助対象を実務者研修に一本化
平成28年度　対象を初任者研修と実務者研修に拡大。また事前申請制を導入し、補助要件として、研修修了者の離職防止を図ることを追加

必要性

質の高い介護サービスを実現するために、区内介護サービス事業所の質の高い人材育成を支援することは必要である。

実施方法

（1直営　　）　（直営の場合　● 常勤　○ 非常勤　○ 臨時職員　）
都が実施する「代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業」を併せて利用することで、本事業活用に当たっての事業者の負担が軽減されるため、当該事業についても積極的に周知を図る。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		3,800	1,800	900	1,260	1,260	4,865	4,865
決算額（29年度は見込み）		1,025	1,133	0	394	97	3,584	4,865
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	実務者研修修了者（人）	-	-	0	3	1	34	45
	基礎研修修了者・1級取得者（人）	3	9	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止
	2級取得者（人）	8	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止
	初任者研修修了者（人）						6	10

予算・決算の内訳

平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	実務者研修取得補助	97	負担金補助等	実務者・初任者研修取得補助	3,584	負担金補助等	実務者・初任者研修取得補助	4,865

No2
（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
行政費用	給与関係費	-	3,134	-	行政収入 地方税	-	0	-
	物件費	-	0	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	3,584	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	261	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 6,979	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	6,979	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 6,979	-
特別費用(g)		-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
特別収支差額(f)-(g)=(h)		-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 6,979	-
備考								

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	指標に関する説明
①	実務者研修修了者(人)	3	1	34	45	45	本事業により資格を取得した人数
②	初任者研修修了者(人)			6	10	10	本事業により資格を取得した人数
③							

問題点・課題	○実務経験者が介護福祉士になる場合、本事業の補助対象である実務者研修を修了することが、当初平成24年度から要件とされる予定であったが、介護人材不足のため延期が繰り返され、介護職員の資格制度の見通しが不透明な状況が続いてきたことから、実務者研修修了者への補助実績が低迷していた。平成28年度からは要件となったため、本事業利用が増加している。 ○資格取得後の処遇改善と定着率の状況とを注視する必要がある。
他区の実施状況	（実施 8 区 未実施 14 区 不明 0 区） 補助対象資格は介護福祉士や初任者研修等

問題点・課題の改善策

	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	本事業が、研修受講者の処遇の改善と区内事業所への定着率の向上とに繋がっているか注視していく。	すべての本補助制度利用案件において、事業所として研修受講修了者に対し、昇給等具体的な処遇改善を行うことを事前に確認している。	処遇改善や事業所への定着についての追跡調査を実施し、必要に応じて補助要件の見直し等を行う。
②			
③			

事務事業の分類 29年度	30年度	分類についての説明・意見等
推進	推進	事業所が質の高い介護サービスを安定的かつ継続的に提供できるよう、事業所の負担を軽減し、人材を育てていくための支援として必要な事業である。

議会質問状況（要旨）	平成20年三定　介護事業者、介護従事者への支援について 平成20年四定　介護労働者への財政的支援について 介護現場の実態調査を行い、労働条件を改善することについて

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業		事務事業コード	08-04-09	戦略プラン	○ 協働　○ 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	介護保険サービス永年勤続従業者表彰			部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤
				担当者名	宇賀	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-17-01	介護保険サービス従事者功労者表彰事業					
事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 29年度 ○ 28年度 ）　○ 建設事業　○ それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成　22 年度			根拠法令等	荒川区介護保険サービス永年勤続従業者表彰事業実施要綱		
終期設定	○ 有 ● 無　年度						
実施基準	○ 法令基準内　○ 都基準内　● 区独自基準			計画区分	○ 計画　● 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				

目的

介護保険サービス事業所において、長年にわたり介護保険サービスに従事し、地域の高齢者福祉の増進のために尽力したサービス従業者を表彰することで、介護保険サービス従業者の意欲向上と、社会的評価の向上に資することを目的とする。

対象者等

次に掲げる要件を全て満たす者
①指定介護保険サービス事業所に、平成12年4月1日以降継続して10年以上勤務している者
②利用者に直接、介護保険サービスを行う者で、事業所の管理者の推薦を受けた者

内容

平成22年度　表彰状及び記念品の授与、事業者向け講演会を実施
平成23年度～　表彰状及び記念品の授与及び祝賀会
平成26年度　祝賀会において講演会を実施

経過

平成22年度　11月11日「介護の日」に合わせて事業実施
平成23年度　継続事業として3月23日実施
平成24年度　継続事業として10月23日に実施
平成25年度　継続事業として10月15日に実施
平成26年度　継続事業として10月14日に実施
平成27年度　継続事業として10月14日に実施
平成28年度　継続事業として10月12日に実施
平成29年度　継続事業として10月11日に実施予定

必要性

区内の質の高い介護サービス確保のため、区内介護サービス事業所で優秀な介護サービス従事者が長く勤務し、区内で介護サービスを提供してもらうことが重要であるが、従業者の勤労意欲向上に資すること及び事業者の意欲向上を図るため、節目事業ではなく、通年事業として実施が必要である。

実施方法

（ 2一部委託　）　（ 直営の場合　○ 常勤　○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）
表彰式会場設営委託等　144,280円（28年度実績）

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		598	639	617	582	548	577	555
決算額（29年度は見込み）		506	416	369	308	423	402	555
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	表彰者数（人）	53	50	65	42	56	43	60

予算・決算の内訳

平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	演奏会奏者謝礼	44	報償費	演奏会奏者謝礼	44	報償費	演奏会奏者謝礼	55
需用費	記念品・表彰状等	290	需用費	記念品・表彰状等	159	需用費	記念品・表彰状等	221
役務費	部分筆耕等	13	役務費	部分筆耕等	12	役務費	部分筆耕等	14
委託料	会場設営等委託	44	委託料	会場設営等委託	144	委託料	会場設営等委託	217
使用料等	会場使用料等	32	使用料等	会場使用料等	42	使用料等	会場使用料等	48

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
行政費用	給与関係費	-	1,741	-	行政収入 地方税	-	0	-
	物件費	-	358	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	44	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	145	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 2,288	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	2,288	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 2,288	-
特別費用(g)		-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
特別収支差額(f)-(g)=(h)		-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 2,288	-
備考								

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	指標に関する説明
①	表彰対象者数（人）A	42	56	43	60	60	
②	表彰式参加者数（人）B	28	29	24	35	35	表彰式当日出席した被表彰者の数
③	表彰式参加率（%）B/A	66.7	51.8	55.8	58.3	58.3	B/A（%）

問題点・課題

○介護保険制度を取り巻く社会情勢や区内介護事業所の状況等を踏まえ、従業者の意欲向上と社会的評価の向上という事業目的に照らし、常に実施内容・実施方法等の改善を図っていく必要がある。
○被表彰者約50名のうち表彰式当日の参加者は約30名（約60%）と少なく、実施方法について見直しを行う時期に来ている。
○産業経済部において実施している事業所功労者表彰との棲み分けを整理する必要がある。

他区の実施状況

（実施　3　区　未実施　19　区　不明　0　区）
介護従業者に対する永年表彰を実施しているもの。（区政功労者等への表彰は含めていない）

問題点・課題の改善策

	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	従業者の意欲向上と社会的評価の向上という事業目的に照らし、より適切な実施内容・実施方法等を検討する。	より適切な実施会場、実施時間帯等について、前年の実施状況等を踏まえ検討を行い決定した。	表彰対象、実施会場、実施時間帯等を含めた実施方法等について、常に改善・見直しを図っていく。
②			
③			

事務事業の分類 29年度	30年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	従業者の意欲向上及び社会的評価の向上につながる事業であるが、出席率が低迷していることから、表彰式という実施方法自体について見直しの検討を行う時期に来ている。

議会質問状況（要旨）

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業		事務事業コード	08-04-10	戦略プラン	○ 協働　○ 業務　● 財務　○ 人事		
事務事業名	賦課・収納事務費			部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤
				担当者名	桂木	内線	2441
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-03-01	賦課・収納事務費					
事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 29年度　○ 28年度 ）　○ 建設事業　● それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成　12 年度			根拠法令等	介護保険法　荒川区介護保険条例		
終期設定	○ 有 ● 無　年度						
実施基準	● 法令基準内　○ 都基準内　□ 区独自基準			計画区分	○ 計画　● 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				

目的

荒川区の高齢者を支える介護保険事業の安定的運営のため、財政基盤を確立・維持する。

対象者等

介護保険第1号被保険者…荒川区に被保険者資格を有する65歳以上の者（外国人を含む）
50,329人（29年5月末現在）
（うち外国人被保険者　1,173人　住所地特例者　425人）

内容

1　被保険者の資格取得及び喪失に関する事務
2　被保険者証に関する事務
3　介護保険料の賦課及び減免に関する事務
　(1) 介護保険料納入通知書の送付
　(2) 災害等により、損害を受けた場合の減免及び低所得者（第2・3段階）を対象とした介護保険料（第1号被保険者）の減額に関する事務
4　介護保険料の徴収に関する事務
5　介護保険料の滞納整理に関する事務

経過

1　平成 9年12月　介護保険法公布
2　平成12年 4月　介護保険法施行　※国の特別対策により次のように保険料が減額となった。
　平成12年 4月～平成12年 9月…全額免除、平成12年10月～平成13年 9月…1/2減額、
　平成13年10月…全額納付開始
3　平成14年 4月　荒川区介護保険条例の一部改正(低所得者を対象とした介護保険料の減額制度開始)
4　平成15年 4月　荒川区介護保険条例の一部改正(第2期介護保険料設定)
5　平成18年 4月　荒川区介護保険条例の改正（第3期介護保険料設定）及びシステム変更
6　平成21年 4月　荒川区介護保険条例の改正（第4期介護保険料設定及び暫定賦課の見直し）
7　平成24年 4月　荒川区介護保険条例の改正（第5期介護保険料設定）及びシステム変更
8　平成27年 4月　荒川区介護保険条例の改正（第6期介護保険料設定）及びシステム変更
9　平成27年 7月　荒川区介護保険条例の改正　※国による軽減措置により第1段階の保険料が軽減

必要性

介護保険法の規定により必須の事業

実施方法

（1直営　　）　（直営の場合　● 常勤　● 非常勤　○ 臨時職員　）
介護保険料賦課・徴収:当該年度住民税課税状況等の決定を受け、年間保険料を算定。納付書払の普通徴収若しくは年金天引きの特別徴収により徴収。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		27,034	25,808	25,107	28,929	29,031	29,341	28,487
決算額（29年度は見込み）		22,759	19,900	23,907	24,506	25,366	25,678	28,487
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	被保険者数／年度末	44,827	46,426	47,672	48,917	49,882	50,335	50,870
	増加率(%)	1.7	3.4	2.6	2.6	1.9	1.0	1.6
	保険料収納率　現年分(%)	97.2	97.0	97.2	97.3	97.5	97.7	97.7
	保険料収納率　滞納繰越分(%)	23.4	17.8	17.7	19.2	21.6	22.8	22.8

予算・決算の内訳

平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	事務嘱託員報酬	7,014	報酬	事務嘱託員報酬	7,236	報酬	事務嘱託員報酬	7,271
共済費	事務嘱託員社会保険料等	1,115	共済費	事務嘱託員社会保険料等	1,158	共済費	事務嘱託員社会保険料等	1,218
需用費	納入通知書印刷等	2,710	需用費	納入通知書印刷等	2,819	旅費	滞納整理訪問調査	38
役務費	公金取扱手数料・郵送料	6,671	役務費	公金取扱手数料・郵送料	6,768	需用費	納入通知書印刷等	3,184
委託料	ＭＴ処理・ＯＣＲ読取委託料等	7,749	委託料	ＭＴ処理・ＯＣＲ読取委託料等	7,587	役務費	公金取扱手数料・郵送料	9,308
負担金補助等	特別徴収の軽油事務負担金	108	負担金補助等	特別徴収の経由事務負担金	109	委託料	ＭＴ処理・ＯＣＲ読取委託料等	7,303
						負担金補助等	特別徴収の経由事務負担金	165

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
行政費用	給与関係費	-	52,772	-	行政収入 地方税	-	0	-
	物件費	-	17,174	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	120	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	4,403	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 74,469	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	74,469	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 74,469	-
特別費用(g)		-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
特別収支差額(f)-(g)=(h)		-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 74,469	-
備考	行政費用の「物件費」は、介護保険料の賦課・収納に係わる消耗品の購入、印刷物の作成、郵便料、業務委託の経費である。							

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	指標に関する説明
①	収納率（現年分）(%)	97.32	97.53	97.74	97.74	97.74	目標値は第6期第1号保険料算定にかかる保険料予定収納率
②	収納率(うち普通徴収分)（%)	84.53	85.08	85.87	85.87	85.87	26～28年度は実績
③	収納率（滞納繰越分）(%)	19.23	21.64	22.83	22.83	22.83	26～28年度は実績

問題点・課題	○荒川区においては介護保険料の所得段階が第１段階に属する世帯が最も多く、低所得世帯の負担は大きい。生活状況等を踏まえ、どうしても納付が困難な方に対しては、ご相談を受けた上でこれまで以上に柔軟な対応をしていく必要がある。一方、再三の督促・催告にもかかわらず納付の意思が確認できない方、または、納付する財力があるにもかかわらず滞納していると考えられる方に対しては、財産調査を行い積極的に差押え処分を行っていかなければならない。その際は、介護保険事業運営における財政基盤整備のため、滞納者の財産額・滞納額等を考慮して、費用対効果を最大限得られるよう効率的な差押え処分を実施していく必要がある。
他区の実施状況	（実施　22　区　未実施　0　区　不明　0　区）

問題点・課題の改善策	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	来年度のシステム改修に当たり、従前からの機能改善を図りつつ、パラメータ設定等の引継に漏れがないよう適切に行う。	システムでの被保険者の資格管理等の基本的機能・データの連続性を担保しつつ、職員の負担軽減・サービス向上のための機能改善を図った。	新システム稼働後、宛名管理を始め個人情報保護を含めた日常業務に支障をきたさないよう業務内容等の再確認などの対策を講じる。
②	マイナンバーのシステム連携を契機とし、従来以上に個人情報保護に万全を期すため、継続して業務の見直し・改善を行う。	共有サーバ内の個人情報を含むファイルは台帳により適切に管理し、暗号化フォルダへのデータの移行を速やかに行った。	被保険者の介護保険への理解、制度の積極的な活用と納付意識の醸成を促すため、年齢到達等の通知を分かりやすい内容に改善する。
③	効率的な滞納整理のため、初期滞納抑制を徹底し、滞納者の生活状況を的確に把握して適切・迅速な滞納処分を実施する。	納付相談・滞納処分を契機として、滞納者の状況を把握しながら生活サイクルの自主的な見直しを促し、安定した収納の実現に努めた。	継続して初期滞納者への早期対応を図るとともに、計画的な分割納付の履行を積極的に提案しつつ、履行状況の適正な管理を行う。

事務事業の分類 29年度	30年度	分類についての説明・意見等
重点的に推進	重点的に推進	今後、益々高齢社会となっていく状況において、高齢者を支える介護保険制度の基盤を強化し、介護保険事業の安定的な運営を図る根幹となる事業である。

議会質問状況（要旨）	平成21年二定　23区で一番高くなった第4期介護保険料基準額を減額するために、一般財源を投入することについて 平成23年二定　介護保険料に対する軽減策を区として講じることについて 平成24年二定　介護保険料値上げに対して必要な減額制度などを拡充することについて 平成28年度9月会議　介護保険料滞納者に対する差押状況と納付相談について

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業		事務事業コード	08-04-11	戦略プラン	○ 協働　● 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	要介護等認定事務			部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤
				担当者名	尾内	内線	2433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-04-01	認定事務費					
事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 29年度　○ 28年度 ）　○ 建設事業　○ それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成　12 年度		根拠法令等	介護保険法　荒川区介護保険条例			
終期設定	○ 有 ● 無　年度						
実施基準	● 法令基準内　○ 都基準内　○ 区独自基準		計画区分	○ 計画　● 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				

目的	保険給付（介護給付・予防給付）を受けるため、要介護・要支援認定を申請する被保険者に対して、適正かつ公平な要介護・要支援認定を行うことを目的とする。
対象者等	第1号被保険者（65歳以上）及び第2号被保険者（40～64歳の医療保険加入者）で要介護等認定を申請する者
内容	1 介護保険サービスを受けようとする被保険者は、保険者（荒川区）に要介護認定の申請を行う。 2 認定調査員が、被保険者（自宅・病院・施設）を訪問し、身体状況・生活状況を調査する。 3 主治医が、医学的な所見等に関する意見書を作成する。 4 訪問調査結果及び主治医意見書に基づき、全国統一のコンピュータ・ソフトを用いて一次判定を行う。 5 医療・保健・福祉の専門家で構成される「荒川区介護認定審査会」が審査し、最終的な要介護度の判定（二次判定）を行う。 6 保険者は、審査会の判定に基づき認定し、結果を被保険者に通知する。
経過	平成12年4月　介護保険制度開始　（認定手続きは、平成11年度から開始） 平成15年4月　認定調査の調査項目が85項目から79項目に変更 平成16年4月　更新までの認定有効期間を最長24ヵ月間に延長 平成18年4月　旧要介護1を要支援2と要介護1に細分化し、調査項目を79項目から82項目に変更 新規申請の訪問調査を原則直営化 平成21年4月　介護認定一次判定ソフトを変更し、調査項目を82項目から74項目に変更 平成23年4月　変更、更新申請の一部（要支援⇔要介護）に係る認定の有効期間を最長12ヵ月間に延長 平成24年4月　新規申請に係る認定の有効期間を最長12ヶ月間に延長 平成26年4月　要介護認定に係る事務の一部を委託化 平成27年4月　更新申請に係る要支援者の認定の有効期間を最長24ヶ月に延長
必要性	介護保険法に基づく必須の事業
実施方法	（ 2一部委託　）　（ 直営の場合　○ 常勤　○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） ・新規・変更申請の訪問調査は原則区職員が実施し、更新申請は民間の居宅介護支援事業者等に委託 ・要介護認定事務の一部（申請受付、入力作業等）を民間事業者に委託

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		162,624	149,132	157,633	155,931	155,286	143,098	151,707
決算額（29年度は見込み）		132,610	132,379	131,784	146,967	143,188	133,580	151,707
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	申請件数	9,655	9,416	9,176	9,311	9,306	8,187	9,310
	訪問調査件数	9,546	9,423	9,180	9,300	9,202	8,116	9,310
	審査件数	9,453	9,034	9,050	9,204	9,032	7,917	9,310

予算・決算の内訳

平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	介護認定審査会委員・認定調査員	49,183	報酬	介護認定審査会委員・認定調査員	49,244	報酬	介護認定審査会委員・認定調査員	53,006
共済費	公務災害補償費負担等	4,673	共済費	公務災害補償費負担等	4,629	共済費	公務災害補償費負担等	5,028
報償費	審査会委員連絡会謝礼等	230	報償費	審査会委員連絡会謝礼等	170	報償費	審査会委員連絡会謝礼等	866
旅費	認定調査員旅費	243	旅費	認定調査員旅費	236	旅費	認定調査員旅費	468
需用費	認定事務用消耗品等	470	需用費	認定事務用消耗品等	548	需用費	認定事務用消耗品等	733
役務費	主治医意見書作成料、郵便料	46,346	役務費	主治医意見書作成料、郵便料	41,306	役務費	主治医意見書作成料、郵便料	48,025
委託料	認定調査委託料等	41,997	委託料	認定調査委託料等	37,388	委託料	認定調査委託料等	43,408

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
行政費用	給与関係費	-	98,081	-	行政収入 地方税	-	0	-
	物件費	-	79,478	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	309	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	182	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	182	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	8,184	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 185,869	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	186,051	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 185,869	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 185,869	-
備考	行政費用の「物件費」は、要介護認定に係わる審査会の運営、認定調査、郵便料等の経費である。							

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	指標に関する説明
①	申請から認定までの日数（平均）	35.4	34.6	31.4	33.0	30	介護保険法第27条第11項
②	調査員新任研修受講者数（人）	26	29	20	25	100	
③	調査員現任研修受講者数（人）	268	220	212	260	300	

問題点・課題

○要介護認定は、全国一律の基準に基づき公正かつ的確に行われることが重要であり、認定調査員によって、あるいは認定審査会（合議体）によって、判断の異なることがないよう、適正な要介護認定が求められている。また、申請日から30日以内に結果を通知する必要があるが、平成28年度は平均31.4日となっている。高齢者人口の増加とともに要介護認定申請者数の増加も見込まれる中、要介護認定事務を効率的に行うために、平成26年度から要介護認定事務の一部（申請受付、システムへの入力作業等）を委託し、事務執行体制の変更を行ったが、さらに事務の改善を行い、結果をお知らせするまでの期間の短縮を図る必要がある。

他区の実施状況

（実施　22　区　未実施　0　区　不明　0　区）

・要介護認定事務の一部委託実施区
10区（品川、中野、杉並、北、板橋、練馬、足立、葛飾、中央、港）

問題点・課題の改善策

	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	○認定調査員の資質向上を図るための取り組みを、引き続き推進する。	○認定調査員の資質向上を図るための取り組みを行い、テキストに沿った選択及び分かりやすい特記の記載になってきている。	○認定調査員の資質向上を図るための取り組みを、継続して行う。
②	○公正かつ的確な審査判定が行われるよう、合議体による判定結果のバラツキを小さくするための取り組みを継続して行う。	○公正かつ的確な審査判定が行われるよう、一次判定に加味されていない項目について慎重な議論がなされていた。	○公正かつ的確な審査判定が行われるよう、合議体による判定結果のバラツキを小さくするための取り組みを、引き続き推進する。
③	○公正かつ的確な審査判定が行われるよう、審査会事務局を担う職員のレベルアップを図る。	○公正かつ的確な審査判定が行われるよう、審査会事務局を担う職員により、審査会資料の適切なチェックが行われていた。	○公正かつ的確な審査判定が行われるように、審査会事務局を担う職員のレベルアップを図る。

事務事業の分類 29年度	30年度	分類についての説明・意見等
推進	推進	法に基づき区が直接実施することを原則とする、サービスを利用する上で必要な事務事業である。

議会質問状況（要旨）

平成21年2定　要介護認定方法の見直しについて

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業		事務事業コード	08-04-12	戦略プラン	○ 協働　○ 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	介護保険システム運用管理費			部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤
				担当者名	高田・佐々木	内線	2431
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-06-01	介護保険システム運用管理費					
事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 29年度 ○ 28年度 ）　○ 建設事業　○ それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成　12 年度			根拠法令等			
終期設定	○ 有 ● 無　年度						
実施基準	○ 法令基準内　○ 都基準内　● 区独自基準			計画区分	○ 計画　● 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				

目的	介護保険システムの管理運営・保守等を行うことにより、受給者台帳管理、要支援・要介護者認定事務等を円滑に行う。
対象者等	民間事業者（システム開発業者）
内容	○介護保険システム管理運営費：介護保険システムの導入・運用・保守等に係る経費。 平成18～22年度　債務負担による5年間の分割支払。※総額 115,327,920円(18年度: 26,808,192円、19～22年度:22,129,932円/年)　※平成23年度　単年度での現行システム再リース 平成24年度～システム更改、債務負担による5年間(平成24～28年度)の分割支払。 平成26年度　消費税額変更に伴う契約金額の変更(1,685,700円増)。※総額 162,096,386円(24年度:32,082,206円、25年度:32,082,120円/年、26～28年度:32,644,020円/年) 平成29年度～システム更改、債務負担による5年間(平成29～33年度:47,304,000円/年)の分割支払。 ○介護保険システム改修費：法改正等により必要になるシステム変更経費 ○介護保険システムに係る庁内電子計算機運用管理費負担分：庁内の電子計算機運用管理費等を負担する情報システム課に、ホストコンピュータの介護保険システムに係る相当分を、運用等経費の負担分として、介護会計から一般会計に繰出し処理を行う。(28年度以降、記載除外)
経過	平成12年　介護保険システム導入 平成18年　介護保険システム更改 ※平成18年より管理運営費・改修費に係る経費については、業務主管課で予算計上。 平成24年　介護保険システム更改 平成29年　介護保険システム更改・4月稼働
必要性	介護保険運営にかかわる膨大な情報を管理運営していくためには、システム化が必要である。
実施方法	（3委託　）　（直営の場合　○ 常勤　○ 非常勤 ○ 臨時職員　） 管理運営・保守等を委託（委託費用は上記「内容」のとおり）。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		79,772	77,740	59,791	93,215	120,797	104,474	61,395
決算額（29年度は見込み）		52,731	71,823	46,240	74,599	93,232	43,236	61,395
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	介護保険システム負担分(千円)	6,669	9,357	8,799	9,637	9,239	-	-
	介護保険システム管理運営費(千円)	46,062	62,466	37,441	64,962	83,993	43,236	61,395

予算・決算の内訳

平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	トナーカートリッジ等	1,067	需用費	トナーカートリッジ等	1,680	需用費	トナーカートリッジ等	1,295
委託料	システム管理運営委託等	82,926	委託料	システム管理運営委託等	41,556	委託料	システム管理運営委託等	60,100
繰出金	システム負担分	9,239						

No2
（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
行政費用	給与関係費	-	6,615	-	行政収入 地方税	-	0	-
	物件費	-	43,236	-	国庫支出金	-	5,313	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	0	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	1,617	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	5,313	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	552	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 46,707	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	52,020	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 46,707	-
特別費用(g)		-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
特別収支差額(f)-(g)=(h)		-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 46,707	-
備考								

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	指標に関する説明
①							
②							
③							

問題点・課題	○平成29年4月から介護保険の新システムが稼働。構築時のイメージ・打合せ結果のシステムへの反映の検証・調整を行い、安全で円滑なシステム運用を進めて行く必要がある。
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 同システムの導入は5区（H29現在）。

問題点・課題の改善策

	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	問題点・改善点について、次期システム事業者と調整を行い、来年度の稼働開始に向けて、円滑に次期システムを構築する。	次期システムの構築を実施した。現行システムにおける運用面の課題を抽出し、解決を図った。	新システムの運用・管理をする。また、新システムの評価を実施する。
②			
③			

事務事業の分類 29年度	30年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	事業実施上必要不可欠な手段である。

議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業		事務事業コード	08-04-13	戦略プラン	○ 協働　○ 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	事業者支援・指導事業			部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤
				担当者名	結城	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-01-01	介護給付費等費用適正化事業費					
	01-01-02	介護人材育成事業費					
	01-07-01	事業者支援事務費					
事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 29年度　○ 28年度 ）　○ 建設事業　○ それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成　18 年度			根拠法令等	介護保険法・荒川区介護保険サービス事業等指導及び監査実施要綱		
終期設定	○ 有 ● 無　年度						
実施基準	● 法令基準内　○ 都基準内　● 区独自基準			計画区分	○ 計画　● 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				

目的

介護サービス事業者に必要な情報の提供、知識の付与、技術的助言・指導を行うことで、事業者が、介護保険法に定める運営基準等を遵守し、要介護者等の尊厳の保持と自立した日常生活の実現に必要なサービス基盤を構築することを目的とする。また、介護サービス事業者に対し、労務・税務・会計等の専門性の高い分野の集団指導を行うことにより、介護サービス事業所の適切な事業所運営を促す。

対象者等

介護サービス事業所、被保険者、利用者及びその家族

内容

【事業者支援】
1　事業者連絡会　・・・・・・・・事業者向けに情報の提供や施策の説明を実施
2　事業所訪問相談・・・・・・・・・サービス事業所からの依頼に基づき訪問相談を実施
3　荒川区・事業者区民向け研修・・介護保険サービス事業所に対し年間を通じた体系的な研修を実施
4　その他情報提供・・・・介護事業者情報提供システム等による情報提供を実施
【事業者指導】
1　実地指導・・・・・・・・介護保険サービス事業所に対し、運営基準の遵守・ケアマネジメントの実施状況・報酬請求の適否等に関して指導を実施
2　ケアプラン点検・・・・対象の介護支援専門員を選出し、ケアプランの点検を実施（平成24年度）
3　利用者宅訪問調査・・・住宅改修・福祉用具購入利用者宅を訪問し、確認・指導を実施
4　集団指導・・・専門家（税理士・社会保険労務士等）による法令遵守等の指導

経過

平成14年度　給付費通知発送開始（年2回）
平成16年度　給付適正化対応非常勤職員を配置
平成18年度　実地指導等を本格実施
平成19年度　荒川区介護給付適正化計画を作成
　　事業者連絡会等適正化事業を開始、訪問介護・住宅改修・福祉用具パンフレット作成
平成20年度　組織改正により、介護保険課に事業者支援係を新設
　　第4期高齢者プランに「介護給付適正化の推進」を明記
　　介護事業者情報提供システムによる情報提供(20年10月運用開始)
平成23年度　事務受託法人（東京都福祉保健財団）へ実地指導の業務を一部委託
平成24年度　ケアプラン点検事業の実施、福祉用具外れ値通知発送
平成29年度　荒川区主任介護支援専門員連絡会を活用したケアプラン点検を実施開始予定

必要性

要介護者の増加などに伴い介護サービス量の一層の増加が見込まれる中、制度の安定的な運営を確保するためには、各保険者等における介護費用や介護サービスの適正化に向けた取組が不可欠である。

実施方法

（ 2一部委託　　）　（ 直営の場合　○ 常勤　○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）
・事務受託法人（東京都福祉保健財団）へ実地指導の業務を一部委託 @64,800円×10件
・介護保険事業者情報提供システム運用等業務委託　2,208,384円（29年度実績）

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		15,483	15,575	18,552	19,968	19,167	22,885	19,041
決算額（29年度は見込み）		15,024	15,030	15,768	16,354	17,394	17,057	19,041
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	事業者連絡会・適正化研修会（回）	28	29	18	17	27	22	22
	参加事業者数（事業所）	1,513	2,045	1,132	931	1,286	1,120	1,200
	事業者団体等出張説明会（回）	1	2	1	1	3	2	1
	参加者数（人）	20	30	53	50	115	100	80

予算・決算の内訳

平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤職員報酬（4名）	9,432	報酬	非常勤職員報酬（4名）	8,840	報酬	非常勤職員報酬（4名）	9,656
共済費	公務災害補償経費等	1,486	共済費	公務災害補償経費等	1,459	共済費	公務災害補償経費等	1,587
報償費	適正化研修講師謝礼	26	報償費	適正化研修講師謝礼等	45	報償費	適正化研修講師謝礼等	225
郵便料	郵便料	962	郵便料	郵便料	936	郵便料	郵便料	1,458
委託料	システム運用	1,949	委託料	システム運用等	2,208	委託料	システム運用等	2,204
委託料	実地指導（財団）	648	委託料	実地指導（財団）	648	委託料	実地指導（財団）	648
委託料	事業者研修	2,419	委託料	事業者研修	2,419	委託料	事業者研修	2,420

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
行政費用	給与関係費	-	28,548	-	行政収入 地方税	-	0	-
	物件費	-	6,609	-	国庫支出金	-	1,583	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	2,646	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	164	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	878	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	5,107	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	2,382	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 32,596	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	37,703	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 32,596	-
特別費用(g)		-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
特別収支差額(f)-(g)=(h)		-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 32,596	-
備考	行政費用の「物件費」は、事業者支援・指導事業に係わる事務経費及び研修等の委託経費							

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	指標に関する説明
①	連絡会・適正化研修会(回)	17	20	24	24	17	
②	実地指導件数・監査件数	68	73	50	50	50	
③	実地指導及びケアプラン点検事業におけるケアプラン点検件数	88	107	100	100	100	対象：居宅介護支援事業所※実地指導は1事業所5件でカウント

問題点・課題

○実地指導や監査においては、指導員の知識及び平準化を図り、指摘事項が指導員によって偏らないための取組が必要である。
○苦情や事業所での事故発生によっては、対応時間や人員を要するため、実地指導やケアプラン点検業務の実施に影響を及ぼすことが多い。（定期的に実施すべきものの間隔があいてしまうことがある。）
○区内主任ケアマネジャーの活用等により、ケアマネジャーの更なる資質向上を図っていく必要がある。
○介護老人福祉施設に対する指導や居宅サービスの指定権限が区に移管されることに伴い、区における指導体制の充実が必要となってくる。

他区の実施状況

（実施　12　区　未実施　10　区　不明　0　区）
指定市町村事務受託法人に事務委託している区：12区

問題点・課題の改善策

	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	過去の指摘事例をまとめ、区指導員間の情報共有を図り、区としての基準を明確にし、より正確で効率的な指導を目指す。	過去の実地指導等において散見される指摘事項について、サービス種別ごとの事例周知及びセルフチェックの仕組みを開始した。	28年度に引き続き指摘事項の事例取り纏め・更新等を行い、事業所によるセルフチェックの仕組みを進めていく。
②	ケアプラン点検や研修に区内主任ケアマネを活用するなど、ケアマネ同士の相互研鑽の仕組み作りを行っていく。	区内主任ケアマネ連絡会を設立し、研修や圏域会議等における活用を開始。ケアプラン点検への活用についての議論も開始。	ケアマネ向け研修や圏域会議等に加え、29年度からはケアプラン点検においても区内主任ケアマネの活用を図っていく。
③			

事務事業の分類 29年度	30年度	分類についての説明・意見等
推進	推進	介護保険サービスの適正化及び基盤整備を図る上で非常に重要な事業である。

議会質問状況（要旨）

平成17年三定　適正化の事業内容、実績について
平成18年三定　要支援及び要介護1の認定者に対する福祉用具貸与について
平成19年二定　介護サービス事業者との連携強化について、コムスン問題に対する対応策について

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業		事務事業コード	08-04-14	戦略プラン	○ 協働　○ 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	介護保険事業計画策定事業費			部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤
				担当者名	高田	内線	2431
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-08-01	介護保険事業計画策定事務費					
事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 29年度　○ 28年度 ）　○ 建設事業　○ それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成　10 年度			根拠法令等	介護保険法第１１７条		
終期設定	○ 有 ● 無　年度						
実施基準	● 法令基準内　○ 都基準内　○ 区独自基準			計画区分	○ 計画　● 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				

目的

介護保険事業の円滑な執行を図るため、介護保険法に基づき3年を1期とする介護保険事業計画を策定する。

対象者等

65歳以上の高齢者、介護サービス事業者等

内容

介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」とともに、荒川区高齢者プランとして策定するものである。

介護保険事業計画では、事業計画期間における要介護等認定者数の推計やサービス利用意向等に基づいて、給付と負担のバランスを考慮し、3年度間の事業展開を定め、65歳以上の第1号被保険者保険料の算定を行う。

平成27年度から平成29年度は第6期介護保険事業計画期間となり、最終年度となる平成29年度は、平成30年度から実施となる第7期介護保険事業計画を策定する。

平成28年度は、第7期介護保険事業計画の策定にあたって介護保険制度等に対するニーズを確認するため、区民及び介護サービス事業者に対して実態調査を実施した。

経過

平成 5年5月　荒川区地域福祉計画（8ヵ年計画）
（都地域福祉計画内の区市町村地域福祉計画に基づく）
平成12年3月　荒川区高齢者プラン（「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」）
5ヵ年計画（～16年度）
平成14年3月　第2期荒川区高齢者プラン策定　5ヵ年計画（H15～H19年度）
平成18年3月　第3期荒川区高齢者プラン策定　3ヵ年計画（H18～H20年度）
平成21年3月　第4期荒川区高齢者プラン策定　3ヵ年計画（H21～H23年度）
平成24年3月　第5期荒川区高齢者プラン策定　3ヵ年計画（H24～H26年度）
平成27年3月　第6期荒川区高齢者プラン策定　3ヵ年計画（H27～H29年度）

必要性

介護保険法117条に基づき、策定する必要がある。

実施方法

（ 2一部委託　）　（ 直営の場合　○ 常勤　○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）

プランの策定は、区直営で行っているが、策定の支援、一般高齢者・要介護高齢者等の生活状況調査及び介護保険サービス提供事業者調査の集計作業等は委託している。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額	8,856	12,000	13,861	5,534	0	12,483	3,240
決算額（29年度は見込み）	4,541	929	8,101	5,530	0	12,352	3,240
実績の推移　事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度

予算・決算の内訳

平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
			報償費	評価委員報酬	40	委託料	計画策定支援業務委託	3,240
			需用費	評価委員食糧費	1			
			委託料	調査業務委託	12,312			

No2
（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
行政費用	給与関係費	-	1,045	-	行政収入 地方税	-	0	-
	物件費	-	12,313	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	40	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	87	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 13,485	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	13,485	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 13,485	-
特別費用(g)		-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
特別収支差額(f)-(g)=(h)		-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 13,485	-
備考								

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	指標に関する説明
①							
②							
③							

問題点・課題	○国の示す指針との調和を図りつつ、従来から本区が積極的に取り組んできた健康づくり諸事業を踏まえ、本区の独自性を活かした計画を策定する。 ○策定した計画に基づき、着実に介護サービスの基盤整備を行う必要がある。 ○第6期介護保険事業計画の実績及び実態調査結果を分析し、第7期介護保険事業計画の策定に活用する。
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	第7期介護保険事業計画の策定に向けて、区民や事業者の実態やニーズ等を把握するための調査を実施する。	第7期介護保険事業計画の策定に向けて、区民や事業者の実態やニーズ等を把握するための調査を実施した。	国の介護保険制度改正等の動向を確認するとともに、実績及び調査結果を踏まえて、区の実態に即した介護保険事業計画を策定する。
②			
③			

事務事業の分類 29年度	30年度	分類についての説明・意見等
重点的に推進	重点的に推進	第6期介護保険事業計画中における基礎データの収集、分析を基に、第7期介護保険事業計画を策定する。

議会質問状況（要旨）	平成20年二定　高齢者実態調査について 平成22年二定　高齢者実態調査について

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業		事務事業コード	08-04-15	戦略プラン	○ 協働　○ 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	介護保険制度の趣旨の普及			部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤
				担当者名	竹井	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-01-01	趣旨普及費					
事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 29年度 ○ 28年度 ）　○ 建設事業　○ それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成　12 年度			根拠法令等			
終期設定	○ 有 ● 無　年度						
実施基準	○ 法令基準内　○ 都基準内　● 区独自基準			計画区分	○ 計画　● 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				

目的	介護保険制度の仕組み、サービス内容、諸手続き等を、広く被保険者、区民及び事業者等に周知することにより、介護保険制度の適正な利用を促すことを目的とする。
対象者等	第1号被保険者（65歳以上）、第2号被保険者（40～65歳の医療保険加入者）、その他区民、事業者等
内容	1 介護保険周知用小冊子・中学生向啓発小冊子・パンフレットの作成 2 介護の日(11/11)特集記事の区報掲載 3 荒川区ホームページの更新 4 事業者説明会・区民説明会等の開催 5 介護給付Q&Aの作成・改訂 6 介護保険の出前教室
経過	【平成25年度】区民説明会開催(25回・401人)、事業者説明会(8回・498人)、区報作成11/11号：介護の日特集号、中学生向け小冊子作成、介護保険周知用パンフレットの作成、介護保険周知用小冊子作成 【平成26年度】区民説明会開催(8回・385人)、事業者説明会(7回・532人)、区報11/11号に介護の日特集記事掲載、中学生向け小冊子作成、介護保険周知用パンフレットの作成、介護保険周知用小冊子作成 【平成27年度】区民説明会開催(21回・413人)、事業者説明会(15回・586人)、区報特集号11/11号・介護の日特集号、中学生向け小冊子作成、介護保険周知用小冊子作成 【平成28年度】区民説明会開催(4回・184人）事業者説明会（4回・264人）、区報特集号11/11号・介護の日特集号、中学生向け小冊子作成、介護保険周知用パンフレットの作成、介護保険周知用小冊子作成、介護保険出前教室開催
必要性	被保険者、区民の介護保険制度に関する理解・認識を深め、適正な制度利用を促すために必要である。
実施方法	（1直営　　）　（直営の場合　● 常勤　○ 非常勤　○ 臨時職員　）

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		4,361	2,274	2,190	3,951	2,367	2,276	3,658
決算額（29年度は見込み）		2,637	1,520	1,510	1,202	901	1,334	3,658
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度

予算・決算の内訳

平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	周知用冊子	419	需用費	周知用冊子	837	需用費	周知用冊子	2,890
役務費	郵便料	3	役務費	郵便料	4	役務費	郵便料	20
委託料	区報特集号	479	委託料	区報特集号	493	委託料	区報特集号	748

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
行政費用	給与関係費	-	3,830	-	行政収入 地方税	-	0	-
	物件費	-	1,334	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	0	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	320	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 5,484	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	5,484	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 5,484	-
特別費用(g)		-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
特別収支差額(f)-(g)=(h)		-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 5,484	-
備考								

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	指標に関する説明
①	区民説明会・事業者説明会等参加者数(人)	917	999	453	1,200	1,200	21年度、24年度、27年度制度改正
②	制度趣旨の認知度（%）			78.0		85.0	介護保険制度に肯定的な人の割合（3年毎調査）
③	②のうち、65歳未満対象者の認知度(%)			77.6		85.0	介護保険制度に肯定的な人の割合（3年毎調査）

問題点・課題	○第6期介護保険事業計画が始まって3年目に入る本年度は、来年度から制度の変更があるという部分も含めたより一層の普及活動が求められる。本年度は新しく行うパンフレットの作成に加え、前年度の事業を引き継いだ活動を行っていく。
他区の実施状況	（実施　22　区　未実施　0　区　不明　0　区） ・区民説明会やパンフレット等による趣旨普及等の実施：22区

問題点・課題の改善策

	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き区報特集号にて、区民や事業者へ配付し周知する。	区報特集号を作成し、介護保険制度の周知をはかった。	平成30年度の制度改正に向けて制度について、区民にわかりやすく伝える。
②	27年度の説明会回数を維持し、周知に努める。	27年度の説明回数に比べて大幅に減少したため、しっかり周知をする必要がある	新しい情報で作成したパンフレットなどの紙媒体、口頭説明共に充実させる。
③	本年度も中学生冊子に校正をかけて作成し、出前教室を実施する。	中学生冊子を新しい情報に修正して作成し、出前教室を実施した。(3月実施)	引き続き、中学生冊子の作成と出前教室の実施により、若い世代への制度普及に努める。

事務事業の分類 29年度	30年度	分類についての説明・意見等
推進	推進	平成30年度に予定される制度改正の内容をはじめ、介護保険制度の趣旨や利用方法を広く区民に周知する必要があるため、必要不可欠である。

議会質問状況（要旨）	平成21年一定　若い世代にも制度の趣旨を理解してもらうことの必要性について

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業		事務事業コード	08-04-16	戦略プラン	○ 協働　○ 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	介護保険運営協議会の運営			部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤
				担当者名	高石	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-01-01	運営協議会費					
事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 29年度 ○ 28年度 ）　○ 建設事業　○ それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成　12 年度			根拠法令等	荒川区介護保険運営委員会設置要綱		
終期設定	○ 有 ● 無　年度						
実施基準	○ 法令基準内　○ 都基準内　● 区独自基準			計画区分	○ 計画　● 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				

目的	介護保険事業計画に関する事項および介護保険事業の運営に関する重要な事項について、被保険者、地域密着型サービス及び地域包括支援センター等の関係者の意見を取り入れる。
対象者等	委員構成：20名以内（学識経験者（2名）、地域医療関係者（4名）、福祉関係者（5名）、被保険者代表（5名）、費用負担関係者（1名）、区議会議員（2名）、区職員（1名））
内容	○介護保険事業の運営に関し、介護保険事業計画の進行管理や改定等について、区長に意見や助言等を述べる「荒川区介護保険運営協議会」を設置し、運営する。 ○年2～5回開催する。期日については、適切な日程を設定し、実りある論議のため十分な情報提供や論点の整理を行う。 ○第6期介護保険事業計画期間（平成27～29年度）の主な審議内容 (1)第6期介護保険事業計画の進捗状況について (2)介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）の実施状況について (3)地域包括支援センターの運営状況及び地域包括支援センター事業計画について (4)第7期介護保険制度改正点見込みについて (5)地域密着型サービス事業者及び新総合事業サービス事業者の指定について
経過	平成18年度　3回開催 平成19年度　3回開催 平成20年度　5回開催 平成21年度　3回開催 平成22年度　3回開催 平成23年度　5回開催 平成24年度　4回開催 平成25年度　3回開催 平成26年度　5回開催 平成27年度　3回開催 平成28年度　4回開催
必要性	国の指針により、介護保険事業計画の策定や地域包括支援センター、地域密着型サービスの運営等については、学識経験者、保険医療関係者、被保険者代表、費用負担関係者等の協力を得て、地域の実情に応じたものとすることとされており、本協議会の設置は不可欠である。
実施方法	（1直営　）　（直営の場合　● 常勤　○ 非常勤 ○ 臨時職員　） 介護保険事業計画の計画期間ごとに組織し、委員の任期は、計画期間の末日までとする。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		849	680	680	852	668	713	1,114
決算額（29年度は見込み）		661	584	402	644	414	614	1,114
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	運営協議会開催回数（回）	5	4	3	5	3	4	5

予算・決算の内訳

平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	運営協議会委員謝礼	407	報償費	運営協議会委員謝礼	496	報償費	運営協議会委員謝礼	796
需用費	運営協議会賄	7	需用費	運営協議会賄	7	需用費	運営協議会賄	12
			役務費	運営協議会費会議録	111	役務費	運営協議会費会議録	266
						使用料等	協議会会場使用料	40

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
行政費用	給与関係費	-	4,874	-	行政収入 地方税	-	0	-
	物件費	-	118	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	496	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	407	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 5,895	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	5,895	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 5,895	-
特別費用(g)		-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
特別収支差額(f)-(g)=(h)		-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 5,895	-
備考								

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	指標に関する説明
①	開催回数	5	3	4	5	4	
②							
③							

問題点・課題	○介護保険法改正に伴い、平成18年度から地域密着型サービス運営を兼ねることとなっているが、運営協議会の役割が過重となっている。
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策

	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	地域密着型サービス運営に関する機能を高める。第7期介護保険事業計画策定に向け、課題整理・ニーズ把握を行う。	地域密着型サービス運営に関する資料や説明方法の見直しを行った。7期介護保険事業計画策定に向け情報提供と区の取組を説明した。	平成28年度に分析した内容を基に、協議会での議論を活発化し、できるだけ多くの意見を第7期介護保険事業計画策定に反映する。
②			
③			

事務事業の分類 29年度	30年度	分類についての説明・意見等
推進	推進	国の指針に基づき設置するものであり、制度の適正な運用を行う上で必要である。

議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業		事務事業コード	08-04-17	戦略プラン	○ 協働　○ 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	在宅介護・施設介護サービス費			部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤
				担当者名	高田	内線	2431

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）		
	01-01-01	施設介護サービス等給付費
	01-01-01	介護支援サービス等給付費
	01-01-01	居宅介護サービス等給付費

事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 29年度　○ 28年度 ）　○ 建設事業　○ それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成　12 年度	根拠法令等	介護保険法
終期設定	○ 有 ● 無　年度		
実施基準	● 法令基準内　○ 都基準内　○ 区独自基準	計画区分	○ 計画　● 非計画

行政評価事業体系		
分野	I	生涯健康都市
政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成
施策	04	介護サービス基盤の充実

目的

要介護者等が介護保険サービスを受けた場合、それらに係る介護サービス等給付費を支給することにより、要介護者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

対象者等

要介護・要支援認定者（施設介護サービスは要介護者のみ）
居宅介護サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護保険施設
東京都国民健康保険団体連合会

内容

1　給付の種類
介護保険法第40条、第52条のとおり
[主な種類]訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、短期入所生活介護、居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型サービス
2　給付の流れ
①要介護等認定者が事業者（施設）と契約を締結する ②ケアプランに基づき事業者等がサービスを提供 ③利用者は介護サービス費の1割または2割分(※)を事業者等に支払う（ケアプランの作成は自己負担なし）④事業者等は残りの9割または8割分（ケアプラン作成は10割分）を東京都国民健康保険団体連合会に請求⑤東京都国民健康保険団体連合会は事業者等に支払う額を審査し、区に請求⑥区は東京都国民健康保険団体連合会に請求額を支払う⑦東京都国民健康保険団体連合会は事業者等に請求額を支払う
※前年の所得状況等により利用者の負担割合が異なる

経過

平成18年4月　介護予防サービスの新設、地域密着型サービスの新設
平成27年4月　介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が地域支援事業に移行
平成27年8月　介護保険負担割合制度の開始（前年の所得状況等により介護サービス利用時の自己負担割合が1割または2割となる）
平成28年4月　地域密着型通所介護の開始（利用定員数19人未満の通所介護事業所が提供する通所介護サービスが地域密着型サービスとなる。）

必要性

介護保険法の規定により必須の事業である。

実施方法

（ 2一部委託　）　（ 直営の場合　○ 常勤　○ 非常勤　○ 臨時職員 ）
支払業務を東京都国民健康保険団体連合会に委託して実施。
(審査件数1件あたり@60.0円)

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		12,322,048	13,056,759	14,211,480	14,690,551	13,491,922	14,014,086	14,827,375
決算額（29年度は見込み）		11,811,744	12,191,366	12,258,600	12,971,629	12,879,295	12,924,614	14,827,375
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	65歳以上人口(第1号被保険者数)(人)	44,827	46,426	47,672	48,917	49,882	50,335	50,870
	要支援・要介護認定者数(人)	8,015	8,270	8,310	8,673	8,877	9,206	9,431
	介護保険料（基準月額：円）	4,613	5,792	5,792	5,792	5,662	5,662	5,662
	審査支払件数（件）	228,722	232,273	232,034	237,210	227,088	232,291	247,265

予算・決算の内訳

平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	居宅介護サービス	8,117,793	負担金補助等	居宅介護サービス	8,146,177	負担金補助等	居宅介護サービス	9,988,759
	うち、地域密着型サービス	1,185,136		うち、地域密着型サービス	1,684,851		うち、地域密着型サービス	3,828,635
負担金補助等	介護支援サービス	683,377	負担金補助等	介護支援サービス	694,859	負担金補助等	介護支援サービス	681,900
負担金補助等	施設介護サービス	4,064,496	負担金補助等	施設介護サービス	4,069,640	負担金補助等	施設介護サービス	4,139,902
委託料	審査支払手数料	13,629	委託料	審査支払手数料	13,937	委託料	審査支払手数料	16,814

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
行政費用	給与関係費	-	3,134	-	行政収入 地方税	-	3,339,347	-
	物件費	-	13,937	-	国庫支出金	-	3,315,056	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	2,017,079	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	12,910,676	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	5,652,707	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	44,793	-	行政収入合計(a)	-	14,324,189	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	261	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	1,351,388	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	12,972,801	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	1,351,388	-
	特別費用(g)	-	1,532	-	特別収入(f)	-	150	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	▲ 1,382	-	当期収支差額(e)+(h)	-	1,350,006	-
備考	行政収入に記載の額は、全ての介護給付費に対する介護保険第一号被保険者保険料及び、国・都・区・社会保険診療報酬支払基金の負担金の歳入額である。							

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	指標に関する説明
①	要介護認定者の出現率(%)	17.4	17.5	18.0	18.3	18.3	1号認定者数/65歳以上人口(3月末実績)
②							
③							

問題点・課題	○要介護等認定者数増加等に伴い、介護給付にかかる費用が年々増加している。 ○在宅介護・施設介護サービスにかかる保険給付のトレンド（サービス別・要介護度別等の傾向）を的確に把握することが困難である。 ○安定的な事業運営のため、実績値・計画値における適切な進行管理が必要である。 ○第6期介護保険事業計画の最終年度のため、第6期中の実績等を検証し、第7期介護保険事業計画の策定につなげていく必要がある。
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策

	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	介護給付費の適切な管理・運用を行うため、引き続き実績を正確に記録し分析等に活用できる帳票・資料の整備を検討する。	介護給付費の分析や国、都への正確な実績報告に対応できるよう月ごとに帳票・資料の記録、整理を実施している。	介護保険事業計画策定年度でもあることから、介護給付費の分析を実施し、今後のトレンドや推移を予測していく。
②			
③			

事務事業の分類 29年度	30年度	分類についての説明・意見等
推進	推進	制度の根幹であり、事業規模を測る目安である。

議会質問状況（要旨）	平成17年二定　介護度の低い人への必要なヘルパー派遣等について 平成18年三定　軽度者への福祉用具貸与の見直しについて／施設入所者への負担軽減策について 平成20年四定　同居家族がいる場合の訪問介護サービスについて 平成22年二定　ショートステイの飛躍的充実について 平成26年度2月会議　第6期介護保険事業計画の策定について/介護保険制度改正について

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業		事務事業コード	08-04-18	戦略プラン	○ 協働　○ 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	福祉用具購入費			部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤
				担当者名	藤澤	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-01-01	福祉用具購入費					
事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 29年度　○ 28年度 ）　○ 建設事業　○ それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成　12 年度			根拠法令等	介護保険法第44・52・56条		
終期設定	○ 有 ● 無　年度						
実施基準	● 法令基準内　○ 都基準内　○ 区独自基準			計画区分	○ 計画　● 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				

目的	居宅の要介護等認定者が、入浴又は排泄の用に供する福祉用具その他厚生労働大臣が定める「特定福祉用具」を購入した場合、それらに係る福祉用具購入費を支出し、利用者の負担軽減を図ることを目的とする。
対象者等	要介護等認定者 福祉用具給付券取扱事業者
内容	1 対象となる福祉用具：腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトの吊り具 2 限度額：毎年度10万円を限度額とし、利用者はその1割を支払う。 3 給付の流れ （1）給付券方式 ①利用者は福祉用具購入前に区に給付券を申請 ②区は利用者に給付券を発行 ③利用者は福祉用具給付券取扱登録事業者に給付券を提示し利用者負担額を支払い、福祉用具を購入 ④福祉用具給付券取扱登録事業者は区に保険給付額を請求 ⑤区は福祉用具給付券取扱登録事業者に請求額を支払う （2）償還払い方式 ①利用者は福祉用具購入後に区に申請 ②区は申請に基づき利用者に保険給付額を支払う
経過	平成18年4月　福祉用具販売事業者指定制度導入（福祉用具販売を行うにあたり都道府県の指定が必要となる） 平成18年4月　移動用リフトの吊り具を購入できる対象者が要介護2以上となる（移動用リフト本体の貸与の対象者が要介護2以上であることが要件になったことに伴う） 平成24年4月　特殊尿器（自動排せつ処理装置を含む）が購入の対象から外れ、自動排せつ処理装置の交換部品が対象となる。※自動排せつ処理装置は福祉用具貸与の対象となる。
必要性	介護保険法により必須の事業
実施方法	（1直営　　）　（直営の場合　○ 常勤　● 非常勤　○ 臨時職員　）

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		25,157	24,765	25,731	26,697	19,988	21,434	17,405
決算額（29年度は見込み）		22,927	21,198	21,505	19,352	19,854	20,737	17,405
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	腰掛便座(件)	285	254	277	252	240	248	
	特殊尿器(件)	1	0	3	2	4	1	
	入浴補助用具(件)	624	592	586	562	566	592	
	簡易浴槽(件)	1	0	0	0	0	0	

予算・決算の内訳

平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	福祉用具購入費	19,854	負担金補助等	福祉用具購入費	20,737	負担金補助等	福祉用具購入費	17,405

No2
（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
行政費用	給与関係費	-	2,391	-	行政収入 地方税	-	0	-
	物件費	-	0	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	20,737	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	200	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 23,328	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	23,328	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 23,328	-
特別費用(g)		-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
特別収支差額(f)-(g)=(h)		-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 23,328	-
備考								

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	指標に関する説明
①	給付券方式の申請書受理件数比率（%）	70.1	73.9	74.8	74.8	74.8	給付券方式の申請書受理件数／年間福祉用具支給申請受理件数
②	給付券払（件数）	495	521	551	559	559	平成29年度（見込み）は、計画値を基に前年度比率にて算定。
③	償還払（件数）	211	184	185	188	188	

問題点・課題	○給付対象になるかどうか、保険者に委ねられている部分が多い。判断に迷わないよう、実際の事例の整理等を行い事務が円滑に進められるようにしていく必要がある。また、サービス利用者が本当に必要な用具を選定することができ、不要な給付を行うことがないよう事業者に制度の趣旨を理解してもらう必要がある。
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策

	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	過去の事例も含め整理等を行い、判断に迷わないよう事例の整理を行っていく。	新たに判断された事例に関しては随時更新して最新のものにしていく。	添付書類から必要性が読み取れない場合は、ケアマネジャー等他の専門職からの聞き取りも行っていく。
②			
③			

事務事業の分類 29年度	30年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	法に基づく必須事務事業であり、利用者サービスに直接関わるものである。

議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業		事務事業コード	08-04-19	戦略プラン	○ 協働　○ 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	住宅改修費			部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤
				担当者名	山中	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-01-01	住宅改修費					
事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 29年度 ○ 28年度 ）　○ 建設事業　○ それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成　12 年度			根拠法令等	介護保険法第45条、第57条		
終期設定	○ 有 ● 無　年度						
実施基準	● 法令基準内　○ 都基準内　○ 区独自基準			計画区分	○ 計画　● 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	05	高齢者の住まいの確保				

目的	居宅の要介護者が、介護保険制度における住宅改修を行う際に保険給付をすることにより、要介護者の日常生活の負担軽減を図ることを目的とする。
対象者等	要介護・要支援認定者
内容	利用者の生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく上限20万円までの住宅改修費を支給する。 ・対象となる工事：手摺の取付、段差や傾斜の解消、滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更、引き戸等への扉の取替え、和式から洋式への便器の取替え、及びこれらの工事に付帯して必要な工事。 ・申請の流れ：必ず事前の申請が必要。（給付券方式・償還払い方式）必要書類を区に提出し、区で内容の審査、決定（1週間～10日）、本人に結果を通知し工事の実施。工事完了後は区に必要書類を提出し、本人または事業所に請求額を支払う。
経過	平成13年4月　給付券方式による受領委任払いの取扱いを開始 平成18年4月　償還払い方式事前申請制度開始 平成21年4月　給付券取扱事業者登録を区外事業者も認め、事業計画ごとの更新制とする。
必要性	介護保険法の規定により必須の事業
実施方法	（1直営　）　（直営の場合　○ 常勤　● 非常勤　○ 臨時職員　） 支払方法（給付券方式）　事業者からの工事完了届出及び請求後、翌月末に事業者に支払う （償還払い方式）利用者からの工事完了届出後、翌月末までに区が利用者に支払う

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		69,386	80,599	83,147	85,694	71,572	75,872	82,514
決算額（29年度は見込み）		64,270	65,682	61,614	62,110	59,925	62,208	82,514
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	手すりの取付け(件)	659	684	677	656	647	665	
	床段差解消(件)	157	150	111	121	95	94	
	滑り止めの防止(件)	21	16	14	14	21	28	
	引き戸等への取替え(件)	80	92	70	70	66	62	

予算・決算の内訳

平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	住宅改修費	59,925	負担金補助等	住宅改修費	62,208	負担金補助等	住宅改修費	82,514

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
行政費用	給与関係費	-	1,977	-	行政収入 地方税	-	0	-
	物件費	-	0	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	62,208	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	165	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 64,350	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	64,350	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 64,350	-
特別費用(g)		-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
特別収支差額(f)-(g)=(h)		-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 64,350	-
備考								

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	指標に関する説明
①	給付券方式の支払件数比率（%）	84.3	84.6	86.2	86.2	86.2	給付券方式の申請書受理件数／年間受理件数（全）
②	給付券払(件)	590	583	602	839	839	28年度（見込）は、計画値を基に27年度比率にて算定。
③	償還払(件)	110	106	96	134	134	

問題点・課題	○事業所によって住宅改修施工費の平準化が難しく、利用者に適した工事が行われているかの確認が難しい。平成30年度介護保険制度改革に向けて、現在国で検討されている、見積書式の様式化等の住宅改修内容の適正化への動向を注視していく必要がある。
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策

	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	窓口で申請書を受理する際に、工事費が特に高額な場合等は事業者に確認をする等、住宅改修の適正化に努める。	申請書受理時、工事費が高額な場合は事業者に適正な工事であるかを確認した。	引き続き窓口の書類確認にて改修工事の適正化に努める。
②			
③			

事務事業の分類 29年度	30年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	法に基づく必須事務事業であり、利用者サービスに直接関わるものである。

議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業		事務事業コード	08-04-20	戦略プラン	○ 協働　○ 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	特定入所者介護サービス費（負担限度額認定）			部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤
				担当者名	高石	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-01-01	特定入所者介護サービス等費					
事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 29年度 ○ 28年度 ）　○ 建設事業　○ それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成　17 年度			根拠法令等	介護保険法		
終期設定	○ 有 ● 無　年度						
実施基準	● 法令基準内　○ 都基準内　○ 区独自基準			計画区分	○ 計画　● 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				

目的	区民税世帯非課税等の低所得者について、介護保険施設サービス、短期入所サービスの利用に係る食費居住費の負担を軽減する。
対象者等	要介護・要支援認定者で、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者 介護保険施設及び短期入所サービス事業所 東京都国民健康保険団体連合会
内容	要介護・要支援認定者のうち、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者であって、施設サービス等で食費・居住費等に係るサービスを受けた場合、所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分を特定入所者介護サービス費として支給する。 (1)サービスの種類 ・介護保険施設の食費・居住費 ・短期入所生活（療養）介護に係る食費・滞在費 (2)給付の流れ ①要介護・要支援認定者は区に負担限度額認定の申請をする ②利用者負担第1～3段階の被保険者に対して認定証を交付 ③被保険者はサービスを受ける事業所に認定証を提示 ④事業者は認定証を確認し、負担限度額の範囲内で支払を受ける
経過	平成17年10月　介護保険制度一部改正で、施設サービス（ショートステイを含む）利用の際の食費・居住費等が原則自己負担となったことにより事業新設 平成27年 8月　預貯金等の要件導入、別世帯配偶者所得の勘案 平成28年 8月　非課税年金の勘案
必要性	介護保険法の規定により必須の事業
実施方法	（ 2一部委託　　）　（ 直営の場合　○ 常勤　○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） 審査支払については、東京都国民健康保険団体連合会に委託 (審査件数１件あたり@60円)

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		301,535	328,165	398,823	403,507	414,172	414,809	382,124
決算額（29年度は見込み）		282,515	328,165	398,823	403,506	414,172	408,845	382,124
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	利用件数（件）	11,066	12,262	13,750	13,924	12,927	12,417	

予算・決算の内訳

平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	特定入所者介護サービス費	414,172	負担金補助等	特定入所者介護サービス費	408,845	負担金補助等	特定入所者介護サービス費	382,124

No2
（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
行政費用	給与関係費	-	2,937	-	行政収入 地方税	-	0	-
	物件費	-	0	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	408,845	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	245	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 412,027	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	412,027	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 412,027	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 412,027	-
備考								

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	指標に関する説明
①	負担限度額認定証交付件数(件)	1,898	1,383	1,679	1,679	1,679	
②							
③							

問題点・課題	○預貯金要件の導入や非課税年金の勘案等、負担限度額の段階を決定するための業務が、年々増加している。窓口での申請受付から認定証の発行までの業務を効率的に行うために、更に改善を図る必要がある。
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策

	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	窓口受付の効率化やさらなる申請書の改正などを行い、よりスムーズに更新手続きが行われるよう工夫する。	更新時の預貯金申告を継続的に施設入所している方を対象に簡易申告にすることにより、窓口受付の効率化を図った。	申請方法や時期に関して窓口業務の改善を図れるよう検討する。
②			
③			

事務事業の分類 29年度	30年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	法に基く必須事務事業であり、利用者負担に直接関わるものである。

議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業		事務事業コード	08-04-21	戦略プラン	○ 協働　○ 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	高額介護サービス費			部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤
				担当者名	依田	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-01-01	高額介護サービス等費					
事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 29年度　○ 28年度 ）　○ 建設事業　○ それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成　12 年度			根拠法令等	介護保険法51条・61条		
終期設定	○ 有 ● 無　年度						
実施基準	● 法令基準内　○ 都基準内　○ 区独自基準			計画区分	○ 計画　● 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				

目的

要介護・要支援認定者が、利用した介護サービス及び施設サービス等の費用が一定の上限額を超えた場合、又は前記費用に本人と家族の医療費を加えた費用が一定の上限額を超えた場合に、超過分を支給する。これにより、自己負担の軽減を図ることを目的とする。

対象者等

高額介護サービス等費・高額医療合算介護サービス等費に該当する要介護・要支援認定者

内容

【高額介護サービス費】　給付の流れ
①サービスの提供⇒国保連⇒該当者抽出⇒該当者にサービス費の支給申請を勧奨する。
②申請に基づき、区が支給決定し、支給する。（2回目以降は申請省略）

【高額医療合算介護サービス費】　給付の流れ
①対象者が介護保険者より自己負担額証明書を取得する
②対象者は①を添えて医療保険者に請求
③医療保険者は①を基に医療と介護の合算負担額を算出、按分し両保険者負担額を対象者へ支給
④医療保険者は計算結果連絡票を介護保険者に送付するとともに医療保険者負担額へ支給
⑤介護保険者は④に基づき介護保険負担額を対象者へ支給

経過

平成13年10月　高額介護サービス費支給の開始
平成15年 4月　申請時の領収書確認を廃止
平成17年10月　自己負担上限額の見直し、2回目以降の申請省略
平成18年10月　委任状による親族口座への振込みが可能になる
平成20年 4月　高額医療・高額介護合算制度の開始（申請開始は平成22年1月22日から）
平成27年 8月　高額介護サービス費の自己負担段階に現役並み所得者がいる世帯を新設
　　高額医療・高額介護合算制度の70歳未満被保険者の自己負担上限額の見直し
平成29年 8月　高額介護サービス費の課税世帯につき自己負担上限額の見直し

必要性

介護保険法の規定により必須の事業

実施方法

（ 2一部委託　　）　（ 直営の場合　○ 常勤　○ 非常勤　○ 臨時職員 ）
生活保護受給者分の審査・支払については、東京都国民健康保険団体連合会に委託。
（審査件数1件あたり@60円）

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		272,526	307,125	333,211	345,054	374,485	429,723	354,870
決算額（29年度は見込み）		272,506	307,052	312,815	334,057	354,964	423,860	354,870
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	生活保護の被保護者等	5,167	5,434	6,103	6,320	7,040	7,172	
	区民税非課税で年収80万円以下	11,205	13,401	13,481	13,923	14,524	14,946	
	区民税非課税で年収80万円超	3,880	4,284	4,941	5,045	5,319	5,617	
	一般(27年度は現役並み所得者含)	2,563	2,458	2,172	1,955	2,945	4,545	

予算・決算の内訳

平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金	高額介護サービス等費	320,862	負担金	高額介護サービス等費	360,569	負担金補助等	高額介護サービス等費	354,870
	高額合算（後期高齢分）	32,964		高額合算（後期高齢分）	61,982			
	高額合算（国保分）	1,138		高額合算（国保分）	1,309			

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
行政費用	給与関係費	-	5,571	-	行政収入 地方税	-	0	-
	物件費	-	0	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	423,860	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	465	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 429,896	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	429,896	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 429,896	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 429,896	-
備考								

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	指標に関する説明
①	高額介護支給件数（件）	27,243	29,828	32,280	34,860		申請勧奨件数 27年度2,472件　28年度1,732件
②	高額医療合算介護サービス費・後期高齢者分（件）	1,411	1,015	1,857	1,800		申請勧奨件数 27年度1,769件　28年度1,857件
③	高額医療合算介護サービス費・国民健康保険分（件）	25	31	32	33		申請勧奨件数 27年度42件　28年度32件

問題点・課題	○高額介護サービス費について、対象者本人が申請を行うことが困難な場合は、家族等が代わって申請を行うことになるが、家族が遠方であったり、またそもそも家族等がいない場合に申請が遅れたり、行われなかったりすることがある。 ○高額医療合算介護サービス費について、申請は一課に行うものの、医療保険・介護保険でそれぞれ計算し支払いを行うため、区民の方にわかりにくい内容となっている。各課の担当者同士で、情報を共有し、申請や事務手続きをなるべく簡略化する必要がある。
他区の実施状況	（実施　22　区　未実施　0　区　不明　0　区）

問題点・課題の改善策

	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	事業者に対し制度説明・申請～支払の手順を説明し該当する被保険者への申請の勧奨を依頼する。	申請書を送付する際は、記載や押印が必要な場所に印や例示をつけたり、なるべく申請が簡易にできるように工夫している。	申請書を送付しているにも関わらず、長期間、申請が行われない対象者への勧奨方法を検討する。
②			
③			

事務事業の分類 29年度	30年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	法に基づく必須事務事業であり、利用者負担に直接関わるものである。

議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業		事務事業コード	08-04-22	戦略プラン	● 協働　○ 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	いきいきボランティアポイント制度事業			部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤
				担当者名	高石	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-02-02	いきいきボランティアポイント制度事業費					
事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 29年度　○ 28年度 ）　○ 建設事業　○ それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成　23 年度			根拠法令等	介護保険法第１１５条の４４、いきいきボランティアポイント制度事業実施要綱		
終期設定	○ 有 ● 無　年度						
実施基準	○ 法令基準内　○ 都基準内　● 区独自基準			計画区分	● 計画　○ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02	介護予防の推進				

目的

高齢者の社会参加や地域貢献を積極的に奨励・支援し、ボランティア活動を通じて高齢者自らの介護予防を促進するとともに、元気な高齢者が暮らす地域社会を作ること及び当該ボランティアを行うことで介護給付の抑制につなげ実質的な介護保険料の負担軽減を図る。

対象者等

荒川区在住の介護保険第1号被保険者

内容

1　対象となるボランティア活動
　区が指定する介護保険施設等におけるボランティア活動（シーツ交換、お茶出し、傾聴等）
2　ボランティア登録・ポイントの換金等
①ボランティア登録に当たっては、原則として、区が実施するボランティア説明会を受講することとする。説明会は年10回程度開催し、講師は荒川区社会福祉協議会や本区の職員が担当する。
②ボランティア登録を行った方に対して、いきいきボランティア手帳を交付する。
③指定の施設等において、ボランティア活動1時間につき1個（1日最大2個）のスタンプをボランティア手帳に押印する。
④スタンプ1個につき100ポイントを付与し、1,000ポイント以上貯まった方に対し、申請に基づき、翌年度に交付金を支給する。(100ポイントにつき100円とし、年度ごとに5,000円を上限とする。)

経過

平成23年 7月　制度開始
平成25年10月　いきいきボランティア交流会開催
平成26年11月　子育て交流サロン（一部）をボランティア受入機関として指定
平成29年 1月　ゆいの森あらかわを受入れ機関として指定

必要性

増加する介護給付費の抑制及び実質的な保険料負担の軽減策として必要である。

実施方法

（1直営　　）　（直営の場合　● 常勤　○ 非常勤　○ 臨時職員　）

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		434	1,762	2,741	1,827	1,875	1,685	1,532
決算額（29年度は見込み）		402	508	1,181	926	983	1,100	1,532
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	ボランティア登録者数(人)	161	229	278	382	460	502	632
	交付金申請者数(人)		64	104	105	133	149	212

予算・決算の内訳

平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	ボランティア講師謝礼	45	報償費	ボランティア講師謝礼	45	報償費	ボランティア講師謝礼	54
食料費	交流会飲食代	7	食料費	交流会飲食代	7	食料費	交流会飲食代	10
一般需用費	ボランティア手帳作成等	111	一般需要費	ボランティア手帳作成等	109	一般需要費	ボランティア手帳作成等	163
郵便料	次年度手帳送付等	152	郵便料	次年度手帳送付等	203	郵便料	次年度手帳送付等	222
保険料	ボランティア保険	165	保険料	ボランティア保険	170	保険料	ボランティア保険	235
使用料	交流会会場使用料	0	使用料	交流会会場使用料	0	負担金	評価ポイント交付金	848
負担金	評価ポイント交付金	503	負担金	評価ポイント交付金	567			

No2
（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
行政費用	給与関係費	-	1,045	-	行政収入 地方税	-	0	-
	物件費	-	318	-	国庫支出金	-	2,554	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	1,822	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	781	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	416	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	4,792	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	87	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	2,561	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	2,231	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	2,561	-
特別費用(g)		-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
特別収支差額(f)-(g)=(h)		-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	2,561	-
備考								

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	指標に関する説明
①	ボランティア登録者数	382	460	502	632	750	
②	年平均活動時間	40	38	38	40	40	ポイント交換申請ベース(交付金対象ｽﾀﾝﾌﾟ数／申請者数)
③	ボランティア受入機関数	41	41	52	60	70	

問題点・課題	○新規登録者を増やすため、ポイントの付与対象とする活動内容の範囲を拡大するなど、より参加しやすい制度にしていく必要がある。 ○登録者の活動先決定支援や登録施設のボランティア受け入れ支援を充実し、活動への参加を促進するために、登録者と施設とのコーディネートを図る必要がある。 ○今後、登録者の増加が見込まれることから、より効果的な事業運営を行う必要がある。
他区の実施状況	（実施　12　区　未実施　10　区　不明　0　区）

問題点・課題の改善策

	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	対象となる活動範囲の拡大や受入機関数の増加に向けて引き続き検討する。	子育てサロンや介護事業所への周知をはかり、受入機関が増加した。	対象となる活動範囲の拡大や受入機関数の増加に向けて引き続き検討する。
②	区と受入機関との情報交換の機会を設ける。	受入機関の現状や要望を把握するため、受入機関に対してアンケート調査を実施した。	アンケート調査による受入機関の状況を踏まえて、登録者がボランティア活動に参加しやすい体制作りを検討する。
③	ボランティアセンターに、いきいきサロン登録者へのポスターの配付を依頼する。ＳＮＳを活用した制度周知を行う。	ＳＮＳを活用した制度周知を行った。	引き続き、積極的にＳＮＳを活用した制度周知を行う。

事務事業の分類 29年度	30年度	分類についての説明・意見等
重点的に推進	重点的に推進	ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励・支援し、また高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を促進していく上で、重要な事業である。

議会質問状況（要旨）	平成22年三定　「高齢者応援ポイント制度」（仮称）の早期導入について 平成26年一定　専門的なボランティア活動を事業の対象に加え、より高いポイントを付与することについて 平成26年度2月会議　ボランティアの範囲拡大について

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業		事務事業コード	08-04-23	戦略プラン	○ 協働　○ 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	住宅改修理由書作成経費の助成			部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤
				担当者名	山中	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-03-01	住宅改修支援事業					
事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 29年度　○ 28年度 ）　○ 建設事業　○ それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成　12 年度			根拠法令等	介護保険法第115条		
終期設定	○ 有 ● 無　年度						
実施基準	● 法令基準内　○ 都基準内　○ 区独自基準			計画区分	○ 計画　● 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				

目的	介護保険事業における住宅改修費の申請に際し、住宅改修理由書を作成したケアマネジャー等が、その申請者に対し居宅介護支援サービス（ケアプラン作成）を行っていない場合に限り、所属する指定居宅介護支援事業者に対して理由書作成経費の一部を助成することにより、適正な住宅改修の実施を図ることを目的とする。
対象者等	介護保険住宅改修費支給に係る住宅改修理由書を作成した指定居宅介護支援事業者等
内容	○ 助成対象事業 介護保険事業における住宅改修費支給に係る理由書の作成 ※ただし、利用者が当該住宅改修工事について住宅改修費の支給を受けていることを条件とする。 まだ支給を受けていない、または結果として支給を受けられなかった住宅改修費支給申請に係る理由書作成経費は、本事業の対象とならない。 ○ 助成金額 1件につき2,000円
経過	平成12年4月　介護保険法施行時から実施。 平成15年4月　助成対象を居宅介護支援サービスを受けていない要介護者等に対する理由書作成のみとすることに変更。 平成18年4月　介護保険法改正に伴う地域支援事業の創設により、地域支援事業（任意事業）として実施。
必要性	サービス計画を立てていない利用者（ケアマネジャーの介護報酬が算定できない）の住宅改修の円滑な実施のため、必要不可欠である。
実施方法	（1直営　）　（直営の場合　○ 常勤　● 非常勤　○ 臨時職員　）

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		228	236	190	190	242	256	226
決算額（29年度は見込み）		156	152	188	136	196	148	226
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	助成件数（件）	78	76	94	68	98	74	113

予算・決算の内訳

平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	理由書作成助成	196	負担金補助等	理由書作成助成	148	負担金補助等	理由書作成助成	226

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
行政費用	給与関係費	-	282	-	行政収入 地方税	-	0	-
	物件費	-	0	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	148	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	24	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 454	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	454	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 454	-
特別費用(g)		-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
特別収支差額(f)-(g)=(h)		-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 454	-
備考								

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	指標に関する説明
①	助成件数（件）	68	98	74	113	113	
②							
③							

問題点・課題	○ケアマネジャーがいない場合の住宅改修理由書については、地域包括支援センターの職員が作成する場合が多く、その作成にかかる経費を助成するための事業である。助成の申請がなされた後、住宅改修を行った利用者対して住宅改修費が支給されたか否かの結果を確認する必要があるため、助成額の支払いに時間を要する場合がある。
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策

	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	住宅改修費の支給が遅れている利用者を把握し、状況を事業所に確認していく。	住宅改修工事完了後の手続きが遅れている施工業者に対し、速やかに手続きを行うように連絡をした。	住宅改修費の支給が本制度の要件であるため、引き続き住宅改修の手続きを速やかに完了するよう施工業者に働きかける。
②			
③			

事務事業の分類 29年度	30年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	介護保険制度を補う国の補助事業である。

議会質問状況（要旨）	